

平成 23 年度

児童虐待防止活動のまとめ



平成 24 年 9 月

佐倉市健康こども部児童青少年課

はじめに

1989(平成元)年11月、国際連合の総会で、世界中の子どもが健やかに成長できるようにとの願いを込めて「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」が採択され日本は1994(平成6)年に批准しました。

「子どもの権利条約」では子どもの権利として、『生きる権利』『育つ権利』『守られる権利』『参加する権利』の4つの権利を守ることを定めています。しかし、児童虐待は、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの)がその監護する児童の心身の成長を妨げ、生きる権利を侵害する行為です。

平成23年度中に、全国206か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は59,862件(速報値)で、これまでで最多の件数となっています。佐倉市の平成23年度家庭児童相談件数は494件で、内233件が児童虐待相談です。相談内容は、複雑で単独の機関だけでは、問題解決が困難な事例が増加し、それに対応するため佐倉市児童虐待防止ネットワークの各機関と連携して支援しております。また、健康増進課、子育て支援課と連携し、育児に影響を及ぼす親の疾病、生活上の問題等を抱えている家庭の早期把握に努めております。その上で、問題が複雑化する前の支援が大切になってくることから、保健師、保育士等の専門職員が家庭訪問し、専門的な見地から相談支援する養育支援訪問事業を実施しております。

児童虐待は、特別な人の問題ではありません。何の問題もない様に見える家庭の中にも、虐待してしまうのではないかと子育てに不安を感じている方が少なくはありません。今後の課題として、虐待ではないが、虐待してしまいそうと不安を感じている保護者への支援を、児童虐待という視点だけではなく、子育て支援としての視点も持ちながら、親支援プログラム等を検討する必要があります。

安心で安全なまちづくり、笑顔で子育て出来るまちづくりが、虐待を未然に防ぐ第一歩です。住民の皆様、関係機関の皆様とともに子どもの笑顔があふれるまちづくりに努力していきたいと考えております。

ここに、一年間の家庭児童相談、児童虐待防止等の業務をまとめました。また、業務に関するマニュアル等を添付いたしましたのでご活用いただければ幸いです。

平成 24 年 9 月

佐倉市健康こども部児童青少年課

－ 目 次 －

☆ 健康こども部組織概要と平成 23 年度児童家庭相談援助事業の内容	1
☆ 平成 23 年度児童家庭相談援助事業の実績	2
児童虐待新規受付状況	3
養育者に精神疾患やその傾向が見られるケースの状況	4
相談状況と相談者の傾向	5
☆ 児童虐待防止活動実績	6
啓発活動	7
他機関連携	9
今後の行政施策実施方針	10
☆ 佐倉市家庭児童相談室設置運営要綱	11
☆ 佐倉市養育支援訪問事業実施要綱	13
☆ 定期報告提出 様式	16
☆ 佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱	17
☆ 佐倉市児童虐待対応フローチャート	21
☆ 実務者会議実施方針	
民生委員児童委員・主任児童委員実務者会議	22
守秘義務の取り扱い（例示 民生委員児童委員・主任児童委員対応用）	23
保健衛生実務者会議	25
幼稚園・小・中学校実務者会議	26
児童福祉施設実務者会議	27
☆ ケース検討会議実施方法	28
☆ 児童虐待や虐待が疑われるケースの通告手順	30
保健行政用、教育委員会用、児童福祉施設行政用、障害福祉施設行政用 ケース進捗管理マニュアル・終了方針等について	34
☆ 参考資料	
相談援助事業統計分類	37
子ども虐待相談・養育支援事業・通告書（行政機関等使用）	38
佐倉市児童通告書（民生委員児童委員・主任児童委員等使用）	39
児童記録票	40
緊急度アセスメントシート	41
リスクアセスメントシート	42
年間管理台帳	43
STOP子ども虐待／子ども家庭相談リーフレット	44
家庭児童相談室のご案内リーフレット	45
子どもの虐待防止ポスター 縮小版	46
☆ 平成 16 年度児童虐待防止に関する法改正について	47
☆ 児童虐待防止法および児童福祉法の一部を改正する法律（概要）	50
☆ 児童福祉法等の一部を改正する法律の主な内容（抜粋）	51
☆ 学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について （抜粋）、民法等の一部を改正する法律の概要	52
☆ 佐倉市年少人口動態	53
☆ 児童虐待にかかる主な関連相談窓口	54

1.健康こども部組織概要(平成 23 年 4 月 1 日)

健康こども部は、子育て支援課、児童青少年課、健康増進課、生涯スポーツ課の 4 課、36 施設から組織されている。

【佐倉市健康こども部児童青少年課事務分掌抜粋】

- ・ 児童福祉法に基づく援護措置に関すること
母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）に基づく援護措置に関すること
- ・ 児童虐待防止及びドメスティック・バイオレンスの防止に関すること
- ・ 児童手当及び子ども手当に関すること
- ・ 児童扶養手当に関すること
- ・ ひとり親家庭等医療費の助成に関すること
- ・ ひとり親家庭の福祉推進に関すること
- ・ 子ども医療費の給付に関すること
- ・ 家庭児童相談に関すること
- ・ その他児童家庭に関すること

【相談体制等】

児童青少年課は、こども手当班・青少年育成班・家庭児童相談班の三班体制で業務を実施。課の職員は課長・正規職員 16 名 非常勤職員 5 名。児童家庭相談援助、虐待対応に関しては、事務規定により家庭児童相談班が担当している。

・ 家庭児童相談班 8 名

○職員 5 名・・・班長(保育士)、保健師(2)、事務職 2 (うち社会福祉士有資格者 1)

○家庭児童相談員(非常勤特別職) 2 名・・・週 3 日勤務

○ひとり親家庭等自立支援員(非常勤特別職) 1 名・・・週 4 日勤務

2.平成 23 年度児童家庭相談援助事業

(1) 相談援助事業の概要

【対象者】 0 歳～18 歳未満の児童及びその保護者。

【相談援助日】 月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分。

土・日・祝日・夜間は、児童虐待等の通告のみ市役所で受付。

【業務内容】・ すべての児童が、心身ともに健やかに育てられるように、子どもや家庭の様々な問題に対し、電話や面接、訪問等により相談に応じ、対象者に合わせた支援を実施する。

- ・ 児童虐待の未然防止及び通告や相談に応じ、ネットワークによる児童の安全確認と家庭への支援を実施する。
- ・ ドメスティック・バイオレンスの相談に応じ、被害者の安全と自立支援を実施する。
- ・ 家庭を訪問し、相談や助言指導を実施する。
- ・ 児童虐待防止ネットワークの運営に関すること。
- ・ その他家庭児童の福祉に関すること。

《平成 23 年度児童家庭相談援助実績》

(P. 37 統計分類は市町村児童家庭相談援助指針に基づく)

1. 相談全件数（実数）

表 1

22 年度からの継続ケース	232	(うち、虐待ケース 110 件、47.4%)
23 年度 新規ケース(4～3 月)	262	(うち、虐待ケース 123 件、46.9%)
計	494	(うち、虐待ケース 233 件、47.1%)

2. 地区別連携機関ケース数(重複あり)

表 2

	全ケース	児童福祉施設	民生・主	保健センター	児相	指導課	学校	生保	その他
佐倉	73	16	21	19	10	6	43	12	16
臼井	119	36	32	42	21	3	48	7	20
志津北	105	23	23	26	25	4	54	13	11
志津南	105	26	26	34	7	4	43	3	6
根郷	70	18	20	11	8	5	40	11	10
千代田	11	1	1	2	0	0	5	1	1
和田・弥富	6	2	1	4	1	0	0	0	0
不明	5	—	—	—	—	—	—	—	—
計	494	122	124	138	72	22	233	47	64
割合		24.7%	25.1%	27.9%	14.6%	4.5%	47.2%	10.0%	13.0%

※注 民生・主—民生委員児童委員・主任児童委員 保健師—健康増進課(保健センター等)

児相—中央児童相談所 指導課—教育委員会指導課 生保—社会福祉課保護班

3. 地区別相談対応数（関係機関との連絡調整 8, 121 件は計上せず）

表 3

	全ケース数	電話相談	面接相談	家庭訪問	
				実数	延数
佐倉	73	220	191	37	145
臼井	119	381	110	59	148
志津北	105	480	192	39	221
志津南	105	326	99	37	175
根郷	70	351	131	41	159
千代田	11	34	7	1	4
和田・弥富	6	11	4	2	8
不明	5	5			
計	494	1,808	734	216	860

4. 地区別ひとり親家庭件数

表 4

地 区	佐倉	臼井	志津	根郷	千代田	和田・弥富	不明	計
地区別相談件数	73	119	210	70	11	6	5	494
ひとり親家庭件数	23	25	49	22	1	2	0	122(24.7%)

5. 新規相談受付状況

①月別相談受付件数(実数)

表 5

	児童虐待	その他養護	保健相談	育成相談			その他	計
				育児しつけ	性格行動	不登校		
4 月	10	8	1	1	2	1	1	24
5 月	15	10	0	1	0	0	0	26
6 月	17	7	0	1	0	0	2	27
7 月	6	6	4	0	0	1	0	17
8 月	18	7	0	3	0	0	3	31
9 月	7	4	0	3	3	1	2	20
10 月	14	3	1	1	0	1	3	23
11 月	7	3	0	0	2	0	2	14
12 月	10	10	0	2	3	0	0	25
1 月	8	11	0	0	0	1	1	21
2 月	6	7	0	0	0	2	2	17
3 月	5	6	2	0	0	1	3	17
計	123	82	8	12	10	8	19	262
割合	46.9%	31.3%	3.1%	4.6%	3.8%	3.1%	7.2%	100.0%

②年齢別件数(実数)

表 6

	3 歳未満	3 歳～就学前	小学生	中学生	16～18 歳	19 歳～	不明	計
件数	66	62	82	33	11	1	7	262
割合	25.2%	23.7%	31.3%	12.6%	4.2%	0.4%	2.6%	100.0%

③相談経路

表 7

	家族 親戚	保健 センター	教委・学校 幼稚園	市福祉 関係課	近隣 知人	児童 相談所	児童福祉 施設	民生委員 児童委員	その他	計
件数	107	27	34	19	17	7	12	12	27	262
割合	40.8%	10.3%	13.0%	7.2%	6.5%	2.7%	4.6%	4.6%	10.3%	100.0%

④処理区分

表 8

	助言指導	継続指導	他機関あつせん	児童相談所送致	その他	計
件数	68	177	17	0	0	262
割合	26.0%	67.5%	6.5%	0.0%	0.0%	100.0%

※助言指導は、概ね 2～3 回程度のかかわりで、ケースの支援が終了するもの

6. 児童虐待新規ケース受付状況

①虐待行為の件数

表 9

行為別	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	計
佐倉市件数 (%)	38(30.9%)	35(28.5%)	49(39.8%)	1(0.8%)	123(100.0%)
千葉県件数 (%)	885(37.0%)	762(32.0%)	671(28.1%)	70(2.9%)	2,388(100.0%)

②被虐待児の年齢別件数

表 10

区分別	3 歳未満	3 歳～就学前	小学生	中学生	高校生他	計
佐倉市件数 (%)	42(34.1%)	27(22.0%)	39(31.7%)	15(12.2%)	0(0.0%)	123(100.0%)
千葉県件数 (%)	454(19.0%)	600(25.1%)	845(35.4%)	316(13.2%)	173(7.3%)	2,388(100.0%)

③虐待者の件数

表 11

虐待者	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	計
佐倉市件数 (%)	42(34.1%)	2(1.6%)	70(56.9%)	0(0.0%)	9(7.4%)	123(100.0%)
千葉県件数 (%)	660(27.6%)	122(5.1%)	1,431(60.0%)	26(1.1%)	149(6.2%)	2,388(100.0%)

④通報者（機関）の件数

表 12

区分	家族 親戚	近 隣	児 相	民生 児委	幼稚園	市の関係機関(計 54)					その他	計
						市教委 学校	保健 センター	福祉 関係課	児童福祉 施設	その他		
件数	29	15	6	9	0	19	9	11	14	1	10	123

※ 児相—児童相談所 市教委—市教育委員会 児童福祉施設—保育園、学童保育所

⑤児童相談所との連携

表 13

送致 (市から児童相談所へ移管するケース)	2 件
援助依頼 (市が児童相談所に助言を得るケース)	7 件

⑥ひとり親家庭の状況

表 14

児童虐待件数	123 件
ひとり親家庭件数	31 件
割合	25. 2%

7. 養育者に精神疾患やその傾向が見られるケース(※1)の状況

①地区別ケース数

表 15

	合計
全部ケース数	494 件
※1 のケース数	72 件
※1 の割合	14. 6%

8. 佐倉市相談受付年度推移(平成 18 年～23 年度)

表 16

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
相談実件数	326 件	429 件	448 件	456 件	469 件	494 件
うち虐待件数	157 件	207 件	198 件	143 件	200 件	233 件
相談延件数	8,777 件	12,295 件	12,233 件	13,408 件	13,314 件	14,862 件
児相への援助依頼・送致件数	23 件	13 件	9 件	14 件	14 件	9 件
うち送致件数	8 件	2 件	2 件	1 件	8 件	2 件

【参考】

☆国・千葉県児童相談所における虐待相談対応件数の推移 (23年度は速報値)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
全国	37,323	40,639	42,662	44,211	55,154※	59,862
千葉県(千葉市を含む)	1,559	1,980	2,745	2,655	2,958	2,959
千葉県(千葉市を除く)	1,287	1,616	2,339	2,295	2,522	2,387

☆虐待の種類別(対応件数)

		身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	計
23年度	千葉県 (千葉市は除く)	885 (37.0%)	762 (32.0%)	671 (28.1%)	70 (2.9%)	2,388 (100.0%)
22年度	千葉県 (千葉市は除く)	957 (37.9%)	819 (32.5%)	710 (28.2%)	36 (1.4%)	2,522 (100.0%)
	全国※	21,133 (38.3%)	18,055 (32.7%)	14,617 (26.5%)	1,349 (2.5%)	55,154 (100.0%)

※宮城県、福島県、仙台市を除いて集計した数値

【相談状況】

☆「児童家庭相談全体の状況について」

- ・ 23年度相談件数は、新規相談 262 件、継続 232 件、合計 494 件である。
22年度相談件数 469 件から 25 件増加。ひとり親家庭件数 122 件で全体の 24.7% である。(表 1・表 4)
- ・ ケース対応の連携機関の状況をみると、学校が一番多く 47.2% だった。(表 2)
- ・ 23年度新規相談 262 件の内訳を見ると、児童虐待相談 46.9%、養護相談 31.3% で、これらを合わせると 78.2% となる。また、前年度からの継続を含めた総数 494 件のうち、233 件 47.1% が児童虐待相談となっている。(表 5)
- ・ 年齢別では小学生が 31.3% を占め、次いで 3 歳未満が 25.2% である。(表 6)
- ・ 相談経路は、家族、親戚からが 40.8% と最も多く、次いで教育委員会・学校が 13.0% である。(表 7)
- ・ 相談後の処理区分は、67.5% が継続指導となっている。受付と同時に児童相談所へ送致したケースはなかった。(表 8)
- ・ 相談援助延数は、23 年 14,862 件で、22 年度 13,314 件に比べ 1,548 件増加した。(表 16)

☆「児童虐待新規ケース受付状況について」

- ・ 23 年度、新規に受け付けた虐待ケースの行為状況をみると、身体的虐待 30.9%、ネグレクト 28.5%、心理的虐待 39.8%、性的虐待 0.8% であった。(表 9)
- ・ 被虐待児の年齢別状況は、3 歳未満が 34.1% と最も多かった。(表 10)
- ・ 虐待者は実父母が多く、合わせると 91.0% である。(表 11)
- ・ 虐待の通報者は、家族・親戚からが最も多く、次いで教育委員会・学校からである。(表 12)

☆「養育者に精神疾患やその傾向が見られるケースの状況について」

- ・ 全相談件数 494 件のうち、72 件 (14. 6%) の養育者に、精神疾患等の問題がみられた。
(表 15)

【相談者の傾向】

- ・ 携帯電話の出会い系サイト等にて、容易に複数の相手との関係を持つ。婚姻関係を結ばず両親の異なる子を複数養育する。両親とも子連れ再婚で多子家族等、不安定な家族を形成する。
- ・ 親自身が養育能力の低い家庭で育ち、親としての適切なモデル像を獲得しないまま成長し、自らの子を持つに至っている。自らが被虐待歴を有しているケースも目立つ。不適切な養育が世代間連鎖している。
- ・ 若年出産やそれ以外の場合でも生活力と育児知識に欠けるため、不適切な育児になっている。
- ・ 育児不安や生活不安から精神的に不安定になる。もしくは妊娠前から精神疾患を発症し適切な育児が出来ない。
- ・ 養育者に知的発達や精神発達、性格傾向の問題があり、適切な育児ができない。
- ・ 就労形態が不安定なため経済的に困窮し、公共料金の滞納や借金を繰り返す。生活の不安から DV・虐待行為に至ってしまうケースもある。
- ・ コミュニケーションがうまく取れず、必要な支援が遅れた外国人世帯がいた。
- ・ 当事者は問題意識に欠け周囲からの支援を受け入れられない。困っているにも関わらず色々な理由・条件をつけて支援を断ってしまう。
- ・ 親の教育に対する意識が低く、小学校低学年から不登校状態になる。中学卒業後も支援が必要な若者もいる。

(2) 児童虐待防止活動

- 佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱に基づく活動である。本要綱は、児童虐待を事前に防止するとともに、早期に発見し適切な保護等を図るため児童福祉法第 25 条の 2 第 1 項に規定する要保護児童対策地域協議会として「佐倉市児童虐待防止ネットワーク」を設置する。

(P. 17～39 要綱、フローチャート、実務者会議実施方針、通告手順、通告書)

【児童虐待防止ネットワーク】

- ・ **代表者会議、実務者会議、ケース検討会議を実施した。**

☆ 実務者会議—実務者による会議で、要保護児童等に関する調査及び検討、事例研究、連絡調整等を定期的 to 実施する。以下の 4 分野で実施した。

《実績》 合計 129 回

- 民生委員児童委員・主任児童委員実務者会議 (2 回／年・延べ 10 回)
各地区の会長と児童専門部会委員等と実施。
- 児童福祉施設関係実務者会議 (2 回／年・延べ 39 回 公立保育園 8 施設、私立保育園 8 施設、学童保育所 4 施設)
保育園長、保育園職員、学童保育所・児童センターの職員と実施。

- 学校・幼稚園実務者会議（2回／年・延べ74回 小中学校31校、幼稚園11園）
校長・教頭、幼稚園長、生徒指導主事、教諭、養護教諭等と実施。
- 保健衛生実務者会議（2回／年・延べ6回 3保健センター）
健康増進課、保健センターの保健師等と実施。

☆ケース検討会議（随時）

- ・ 要保護児童等の当該ケースに関わる機関及び今後関わる機関が参加し、早期介入、対応、役割分担など支援内容等を協議する。ケース情報の一元化を図るとともに、進捗状況、援助方法の変更、終結等についても協議する。

《実績》 **合計 380回**

緊急受理会議	123回
内部ケース検討会	245回
個別ケース検討会	12回

【啓発活動】

《研修会実績》 **合計 27回 参加者総数 565人**

☆児童虐待防止相談担当者及び関係機関職員研修会

目 的	困難ケースについて具体的な対策の手法等のアドバイスを受けながら、関係機関職員も含め検討する。		
日 時	①平成23年6月24日（金）午後2時00分から4時まで ②平成23年10月31日（月）午前9時30分から11時30分まで ③平成24年2月13日（月）午後1時30分から3時30分まで		
場 所	佐倉市役所		
講 師	前千葉県中央児童相談所長 水鳥川 洋子 氏		
内 容	ケース事例検討と今後の課題		
研修参加者	児童青少年課相談対応職員及び相談員 健康増進課保健師、指導課指導主事等 計23人		

☆児童虐待・DV防止民生委員・児童委員、主任児童委員研修会

目 的	児童がDVを目撃することは、児童虐待にあたることから、DVに関する理解が深まるよう基礎知識、相談対応等について学ぶ。		
日 時	平成24年1月18日（水）午前10時から12時まで		
場 所	志津コミュニティセンター		
講 師	ちば女性と子どものサポートセンター所長 臨床心理士 有馬 和子 氏		
講演演題	「DV（ドメスティック・バイオレンス）とは」 被害者・子どもに与える影響と被害者支援について		
講演内容	DVの基本的知識と対応		
研修参加者	民生児童委員・主任児童委員 86人		

☆児童福祉施設向け研修

目 的	児童福祉施設における、児童虐待対応の流れについて学ぶ。		
期 間	平成23年12月5日～24年3月9日		
講 師	児童青少年課 職員		

開催施設数	16 回	研修参加人数	200 人
-------	------	--------	-------

☆講師派遣

目 的 関係機関が児童虐待の対応について学ぶと共に、一般市民に対しても児童虐待防止活動について周知する。

講 師 児童青少年課 職員

年月日	対象	参加人数
H23. 7. 5	佐倉市民カレッジ（第 2 学年）	100 人
H23. 8. 3	平成 23 年度生徒指導担当者会議	38 人
H23. 12. 9	臼井地区民生委員児童委員協議会	35 人
H24. 1. 21	王子台地区社会福祉協議会住民研修会	49 人
H23. 5. 25、10. 20、H24. 3. 21	佐倉市ファミリーサポートセンター（3 回）	34 人

延べ回数 7 回 参加人数 256 人

【市民・関係者への周知、啓発】

☆平成 23 年度児童虐待防止活動

- ・ 市民や関係者に対し、「こうほう佐倉」及び市のホームページに児童虐待の通告や相談先を掲載し防止に努めた。
- ・ 「児童虐待防止ポスター」や「家庭児童相談のご案内」を作成、また、11 月の虐待防止強化月間に合わせ「STOP 子ども虐待」のリーフレット(6,000 部)を作成し、公的機関や医療機関などに配布、掲示した。
- ・ 児童虐待防止の啓発ちらしを、「地域新聞」(59,047 部発行)に折り込み配布した。
- ・ あらゆる機会に関係機関・市民等に対し虐待防止の P R を実施した。

【職員研修】

☆職員の資質向上を図るため、研修会へ積極的に参加し知識を深めた。

平成 23 年度児童虐待防止にかかる研修会等職員参加状況

	年 月 日	場 所	研 修 内 容
1	H23.4.22	千葉市生涯学習センター	DV・児童虐待相談新任職員研修(Ⅰ部)
2	4.26	千葉県文化センター	H22 年度「ふるさとちば若者自立支援事業」報告会
3	5.17～18	横浜市子どもの虹情報センター	子どもの虹情報研修センター・法律の理解と対応
4	5.23～6.2	千葉県社会福祉センター	H23 年度千葉県児童福祉司資格認定講習
5	6.20, 7.6, 8.8	千葉県教育会館	H23 年度市町村相談員及び子育てサポーターリーダー等のための家庭教育研修講座(初級)
6	6.28	千葉県庁	DV・児童虐待相談新任職員研修(Ⅱ部)
7	6.23	サンロード津田沼ビル	H23 年度第 1 回千葉県家庭児童相談室中央地区研修
8	7.20	千葉県社会福祉研修センター	H23 年度第 1 回家庭児童相談員研修
9	9.1	千葉県庁	H23 年度アドバイザー養成研修Ⅰ(家族関係支援)
10	9.5	千葉市文化センター	H23 年度管内児童虐待地域リーダー要請研修
11	10.7	プラザ菜の花	第 30 回関東甲信静地区市町村保健活動業務研修会
12	10.8～10	房総双葉学園	H23 年度神戸少年の町版 CSP トレーナー養成講座(千葉)
13	10.27	習志野教育委員会	H23 年度第 2 回千葉県家庭児童相談室中央地区研修

	年月日	場 所	研 修 内 容
14	11.5	千葉工業大学	NPO虐待から子どもを守る支援ネットワークちば 第 7 回講演会「こうのとりのゆりかご」からのメッセージ
15	11.8～9	クロスウェーブ府中	第 2 回自殺予防のための自傷行為とパーソナリティー障害の 理解と対比研修
16	11.11	東京ウイメンズブラザ	交際相手からの暴力の予防啓発 指導者の為の研修
17	8.30,9.12 10.18,11.14	千葉県教育会館	H23 年度市町村相談員及び子育てサポーターリーダー等の ための家庭教育研修講座(中級)
18	11.17	中央児童相談所	児童相談所担当部署職員の研修(事例検討)
19	11.30	千葉県庁中庁舎 10F	自殺対策支援者研修会
20	12.6	千葉市文化センター	精神保健福祉研修会思春期講演会
21	12.9	中央児童相談所	児童相談所担当部署職員の研修(事例検討)
22	12.7	千葉県庁中庁舎 10F	H23 年度家庭児童相談員研修会
23	12.10	学術総合センター	生きづらさを抱える子ども・若者によりそう
24	12.12	成城ホール	児童虐待防止に関するシンポジウム
25	H24.1.10	世田谷区民会館	世田谷区児童虐待予防講演会 児童虐待の現場から
26	1.23	千葉県庁	児童虐待防止対策管理研修
27	2.4～5	明治安田こころの健康財団	発達障害における特性と障害状態
28	2.29	市川教育会館	千葉県家庭相談室連絡協議会研修会
29	3.2	千葉県労働者福祉センター	H23 年度千葉県母子生活支援施設部会母子福祉研修会パ ート 4
30	3.14～16	子どもの虹研修センター	テーマ別研修「ネグレクト」
31	3.20	神奈川総合医療会館	RIFCR研修

研修会等回数 31 回

延べ参加日数 42 日(職員 33 日・家庭児童相談員 9 日)

延べ参加人数 47 人(職員 36 人・家庭児童相談員 11 人)

(3) 他機関連携

○平成 17 年施行の児童福祉法改正により児童虐待に関する相談・通告の一義的窓口が児童相談所から市町村に移った。平成 19 年 1 月に、従来の「佐倉市児童虐待防止検討会議設置要綱」を改廃し、児童福祉法第 25 条の 2 に基づく要保護児童対策地域協議会として「佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱」を制定し法的に位置付け、保健・福祉・教育等の関係機関に対し情報開示を求めると同時に、会議の内容について守秘義務を課しつつ情報交換が可能となった。

○DV を目撃させることは児童に著しい心理的外傷を与えるため心理的虐待として定義されており、平成 19 年度から DV 相談の所管を男女共同参画部門から変更し児童虐待と併せて対応。「佐倉市家庭内等における暴力対策ネットワーク要綱」を制定し、関係機関と連携した被害者支援に取り組んでいる。

○相談件数は年々増加し、その内容も益々複雑で対応困難なものになっており、児童や DV に限らず高齢者や障がい者の課題解決が必要になる事例も増えている。ネットワークの中核機関として、各機関の専門性を最大限に活用するような役割が必要

である。各機関と積極的に関わり常に情報を集約、発信することに併せ、高齢者虐待防止ネットワークおよび平成 24 年 10 月に施行する障がい者虐待防止に関する法律に基づくネットワークとの連携が必要となる。

(4) 今後の行政施策実施方針

☆これらの施策を実現するため、下記の 4 点を重点推進する。

① 虐待防止ネットワークの機能強化

既述のとおり、事例が複雑になると児童または DV の既存ネットワークの枠内に留まらない例もある。高齢者、障がい者の虐待防止ネットワークが揃うのに伴い、「佐倉市家庭内等における暴力対策ネットワーク」を改編し、児童、高齢者、障がい者の各虐待防止ネットワークを包含する形で相互に連携、協力できる仕組みを整備する。

② 母子保健との連携充実

平成 21 年 4 月の改正児童福祉法施行に伴い「乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)」事業が法定化された。育児不安の解消や支援に加え保護者の心身の状況および養育環境の把握と必要な支援を行うことについても、目的の一部として法律に位置づけられ、実施することとなった。これを機に乳児相談や各種健診等と併せ母子保健活動による育児支援を行うとともに、母子保健事業未利用者を把握。必要に応じて養育支援訪問事業を実施し、ハイリスクケースの早期支援に努める。

③ 養育支援訪問事業の実施

児童青少年課が中核機関となり、関係機関からの情報等により把握した支援が必要な家庭に対して、具体的な支援の目標及び当該目標を達成するための支援の内容、期間、方向、支援者等について計画を策定し事業を実施する。

今年度は保健師や保育士などが子どもの安全や発育状況の確認と保護者の育児不安軽減を目的とした家庭訪問を行った。今後は同事業の中で、保護者の家事能力向上に向けたホームヘルパーの短期派遣等のサービスを展開していく。

④ ケース管理の徹底

児童相談所のみで所管するものを含む全ての事例について、市町村が進捗管理を行うためケース管理が重要である。管理台帳を作成し定期的フォローを確認しつつ、児童相談所とも定期的に協議の場を設け状況を確認している。

同時に、個別のケースについては、小中学校や幼稚園、保育園との連携を強化し、月一回定期的に情報提供を受け、出欠および状況を把握し進行管理を行っている。

これらの対応に加え、ケース検討会議と実務者会議を定期開催し支援方法の検討、関係機関の役割等を確認しつつ、児童相談所や警察の協力も得ながら対応を進めている。

また、相談支援件数の増加に伴い、記録および進行管理用の電算システムを導入し、効率化及び、対応漏れを防止することを推進していく。

佐倉市家庭児童相談室設置運営要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、健康こども部の家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実強化する目的により定めるものである。

なお、本要綱は、家庭児童相談室の設置及び運営に関する標準的な考え方を示すものである。

(設置主体)

第2条 佐倉市健康こども部

(業務)

第3条 家庭児童相談室は、次の業務を行うものとする。

- (1) 家庭における児童養育についての相談に関すること
- (2) 児童虐待防止に関すること
- (3) 家庭児童の訪問指導に関すること
- (4) その他家庭児童の福祉に関すること

(設備)

第4条 相談指導業務を円滑に行うために必要な設備を設けるものとする。

(職員)

第5条 家庭児童相談室には、家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする業務を行う職員として、家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（以下「家庭児童相談員」という。）を配置するものとする。

(職員の資格)

第6条 家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事は、次のいずれかに該当する者の中から任用するものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第2項第1号から第3号の2までの一に該当する者
 - (2) 児童福祉事業に2年以上従事した経験を有する者
2. 家庭児童相談員は、人格円満で、社会的信望があり、健康で、家庭児童福祉の増進に熱意を持つものであって、次のいずれかに該当する者の中から3名以内を任用するものとし、任期は2年とする。
- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (2) 医師
 - (3) 社会福祉士
 - (4) 社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者
 - (5) 前各号に準ずる者であって、家庭児童相談員として必要な学識経験を有する者

(職務および勤務)

第7条 社会福祉主事は、家庭児童福祉に関する技術が必要とする業務を行うものとする。

2. 家庭児童相談員は、家庭児童福祉に関する専門的技術が必要とする相談指導業務を行うものとする。

但し、家庭児童相談員の勤務は、週3日とする。

(身分証明書の交付)

第8条 市長は、家庭児童相談員に身分証明書(別記様式)を交付するものとし、家庭児童相談員は業務を行なう場合は、身分証明書を常に携帯し、必要がある場合には相談者等に提示しなければならない。

(運営)

第9条 家庭児童相談室の効率的な運営を図るため、地域の家庭児童福祉の実態に対応する運営計画の策定等に十分配慮するものとする。

2. 家庭児童相談室の運営に当たっては、児童相談所、保健所、学校、警察、及び児童委員等との連絡協調を緊密にするものとする。

3. 家庭児童相談室は、地域住民に十分に活用されるように、その設置場所、業務内容等に関する広報活動を積極的に行うとともに、家庭児童相談が円滑に行われるように地域住民との通報体制の確立を図るものとする。

(報酬及び費用弁償)

第10条 家庭児童相談員には、佐倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年佐倉市条例第31号)の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、昭和57年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和58年8月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則(平成20年3月3日決裁19佐行第682号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

佐倉市養育支援訪問事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第6条の2第5項に規定する養育支援訪問事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）の実施結果及び関係機関からの連絡、通告等により把握され、養育支援が特に必要であると認められる次の各号のいずれかに該当する家庭の児童及びその養育者とする。

(1) 若年の妊婦、妊婦健診を未受診の妊婦、望まない妊娠による妊婦等の妊娠期から継続的な支援を特に必要とする家庭

(2) 養育者又は児童の疾病等の問題によって、子育てに対して不安、孤立感等を抱える家庭

(3) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な育児状況にある家庭等の児童虐待のおそれのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭

(4) 児童養護施設等を退所し、又は里親委託が終了することにより児童が家庭に復帰すること等に伴い、自立に向けた支援が必要な家庭

(5) その他市長が特に事業支援を必要と認める家庭

(支援内容)

第3条 事業における支援の内容は、前条の対象者に対し、次条の支援者が居宅を訪問し、きめ細かに相談に応じ、関係機関と連携して必要な指導又は助言を行うものとする。

(支援者)

第4条 支援を行う者（以下「支援者」という。）は、児童福祉司たる資格を有する者並びにこれに準ずる保健師、助産師、看護師、栄養士及び保育士、家庭児童相談員、必要な研修を修了した子育て経験者等とする。

(中核機関)

第5条 事業の中核となる機関（以下「中核機関」という。）は、法第25条の2第4項による要保護児童対策調整機関（佐倉市児童虐待防止ネットワーク）である児童福祉担当課とする。

2 中核機関は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 訪問支援の対象者の決定

(2) 支援の目標及び内容の決定

(3) 支援の進行管理

(4) 関係機関との連絡調整

(5) 個別ケース検討会議の開催

(6) 支援の終了決定

(7) 訪問支援者に対する必要な研修の計画

(8) その他支援のために必要な事項

(守秘義務)

第6条 支援者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成22年3月29日決裁21佐児第904号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

佐倉市養育支援家庭訪問事業の立案及び実施状況に関する調査

4 記入日：平成 年 月 日 作成者 (所属)

1-1 養育者氏名： 続柄： (生年月日) 年 月 日 (歳) 2-2 児童氏名： 続柄： (生年月日) 年 月 日 (歳)

1-2 養育者氏名： 続柄： (生年月日) 年 月 日 (歳) 2-3 児童氏名： 続柄： (生年月日) 年 月 日 (歳)

2-1 児童氏名： 続柄： (生年月日) 年 月 日 (歳) 2-4 児童氏名： 続柄： (生年月日) 年 月 日 (歳)

7 調査訪問結果

3 住所		連絡先TEL	
5 項目	6. 養育支援が必要となりやすい要因の要約	8 ジェノグラム & エコマップ	
1 発育・発達	子どもの状況	期待できる地域の人材や社会資源	ジェノグラム & エコマップ
2 健康状態・身体症状			
3 情緒の安定性			
4 問題行動			
5 基本的な生活習慣			
6 関係性			
7 健康状態等	養育者 1	養育者 2	10 総合的所見・判断 (/)
8 性格的傾向			
9 日常的傾向			
10 養育能力等			
11 子どもへの思い・態度			
12 問題認識対処能力			

※ 児童相談所への通告の必要性[なし ・ あり (/) 連絡]

11 養育支援計画と役割分担 支援計画 (/) 作成

支 援 目 標		a. 支援が必要な部分	b. 何を行うか	c. 誰を行うか	d. どのような方法で	e. いつまでに	f. 実施結果	g. 実施後の状況
子どもへの支援								
養育者への支援								
養育環境への支援								

定期報告提出 様式

佐倉市児童虐待防止ネットワークからの依頼に基づく情報提供書

平成 年 月

学校 校長

記入担当者

(提出前に必ず長の決裁を受けてください)

No.	学 年	性 別	氏 名	前月中の 欠席日数	欠席理由				長欠 該当	最終登校日	最終目視日 (家庭訪問等含)	備考(児の状況・家庭からの連絡等)
					病気	経済的理由	不登校	その他				
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												

佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱

(設置)

第1条 要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）に係る虐待を早期に発見し、その適切な保護又は要支援児童（同条第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）若しくは特定妊婦（同項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。）への適切な支援を図るため、法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として佐倉市児童虐待防止ネットワーク（以下「防止ネットワーク」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 防止ネットワークの所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる者（以下「要保護児童等」という。）の実態把握、早期発見及び保護又は支援に関すること。

- ア 要保護児童
- イ 要支援児童
- ウ ア又はイの保護者
- エ 特定妊婦

(2) 要保護児童等に関する情報の交換並びに関係機関等（法第25条の2第1項に規定する関係機関等をいう。以下同じ。）の連携及び協力の推進についての協議に関すること。

(3) 要保護児童等に対する支援策を推進するための広報、啓発及び研修の実施に関すること。

(4) 法第6条の2第5項に規定する養育支援訪問事業に関すること。

(5) その他前条の設置の目的を達成するために必要な活動に関すること。

(組織)

第3条 防止ネットワークは、別表に掲げる機関等をもって構成する。

(会議)

第4条 防止ネットワークは、次に掲げる会議を開催する。

- (1) 代表者会議
- (2) 実務者会議
- (3) ケース検討会議

2 前項の会議は、非公開とする。

(代表者会議)

第5条 代表者会議は、防止ネットワークの適切かつ円滑な運営を図るための総括的な事項について協議する。

2 代表者会議は、佐倉市家庭内等における暴力対策ネットワーク会議の会議に併せて開催し、市長が会議の議長となる。

(実務者会議)

第6条 実務者会議は、要保護児童等に対する適切な保護又は支援のための連絡調整、調査、検討及び事例研究等について協議する。

2 実務者会議は、定例的に開催するものとし、要保護児童対策調整機関の長が招集

する。

- 3 実務者会議は、関係機関等に所属する実務者が出席し、要保護児童対策調整機関の長が会議の議長となる。

(ケース検討会議)

第7条 ケース検討会議は、要保護児童等に関する早期介入、対応、役割分担等の個別支援内容について検討する。

- 2 ケース検討会議は、要保護児童対策調整機関の長が招集する。

- 3 ケース検討会議は、当該事例に関わる機関及び今後関わる機関の担当者が出席し、要保護児童対策調整機関の長が指名した者が会議の議長となる。

(要保護児童対策調整機関)

第8条 市長は、法第25条の2第4項の規定により市長が指定する要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）として、佐倉市健康こども部児童青少年課を指定する。

- 2 調整機関の業務は、次のとおりとする。

(1) 防止ネットワークの事務の総括に関すること。

(2) 要保護児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関との連絡調整に関すること。

- 3 調整機関は、養育支援訪問事業において、国の示すガイドラインに規定する「中核機関」を兼ねるものとする。

- 4 調整機関には、その業務を適切に行うため、法第25条の2第6項に規定する厚生労働省令で定めるものを置くものとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 防止ネットワークは、法第25条の3の規定により、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求める場合において、個人情報の保護に配慮しなければならない。

- 2 防止ネットワークの会議において知り得た個人情報は、法第25条の5の規定により正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、防止ネットワークの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

(佐倉市児童虐待防止検討会議設置要綱の廃止)

- 2 佐倉市児童虐待防止検討会議設置要綱（平成16年佐子第528号）は、廃止する。

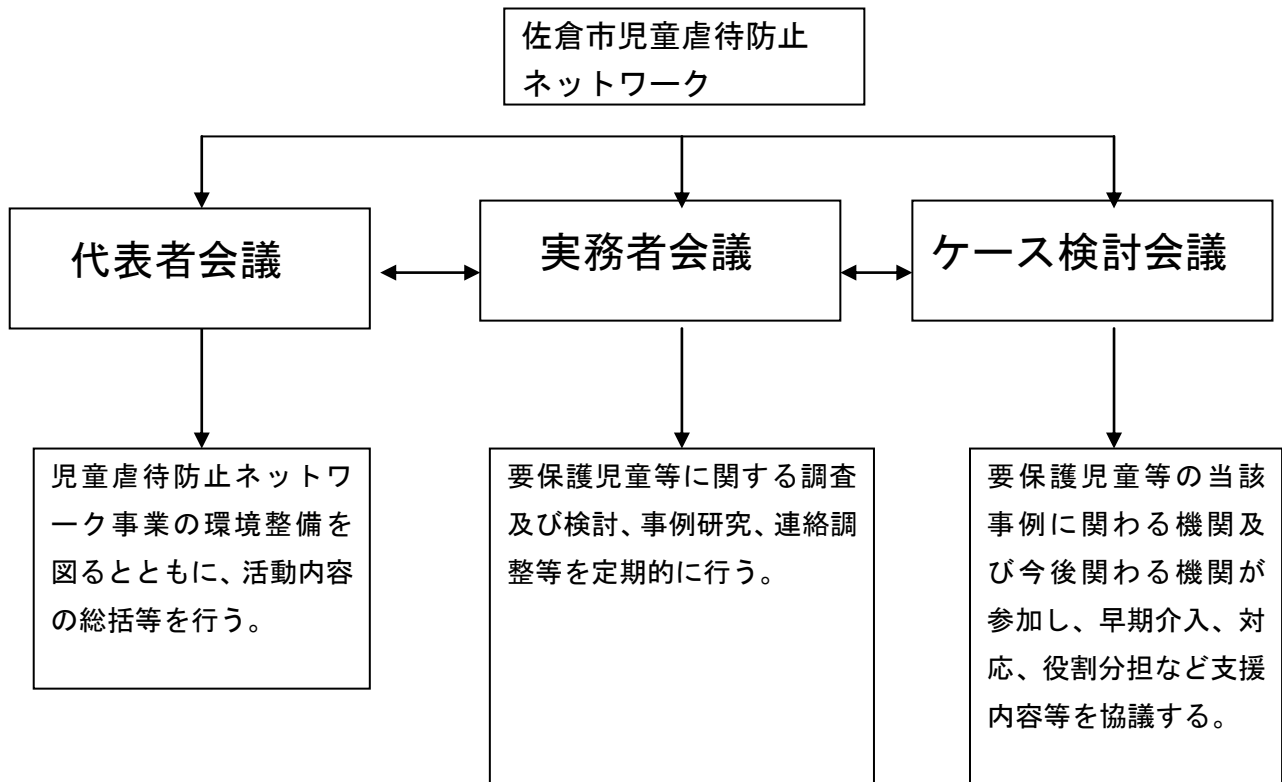
附 則(平成20年3月3日決裁19佐行第682号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月16日決裁佐児第659号)
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表

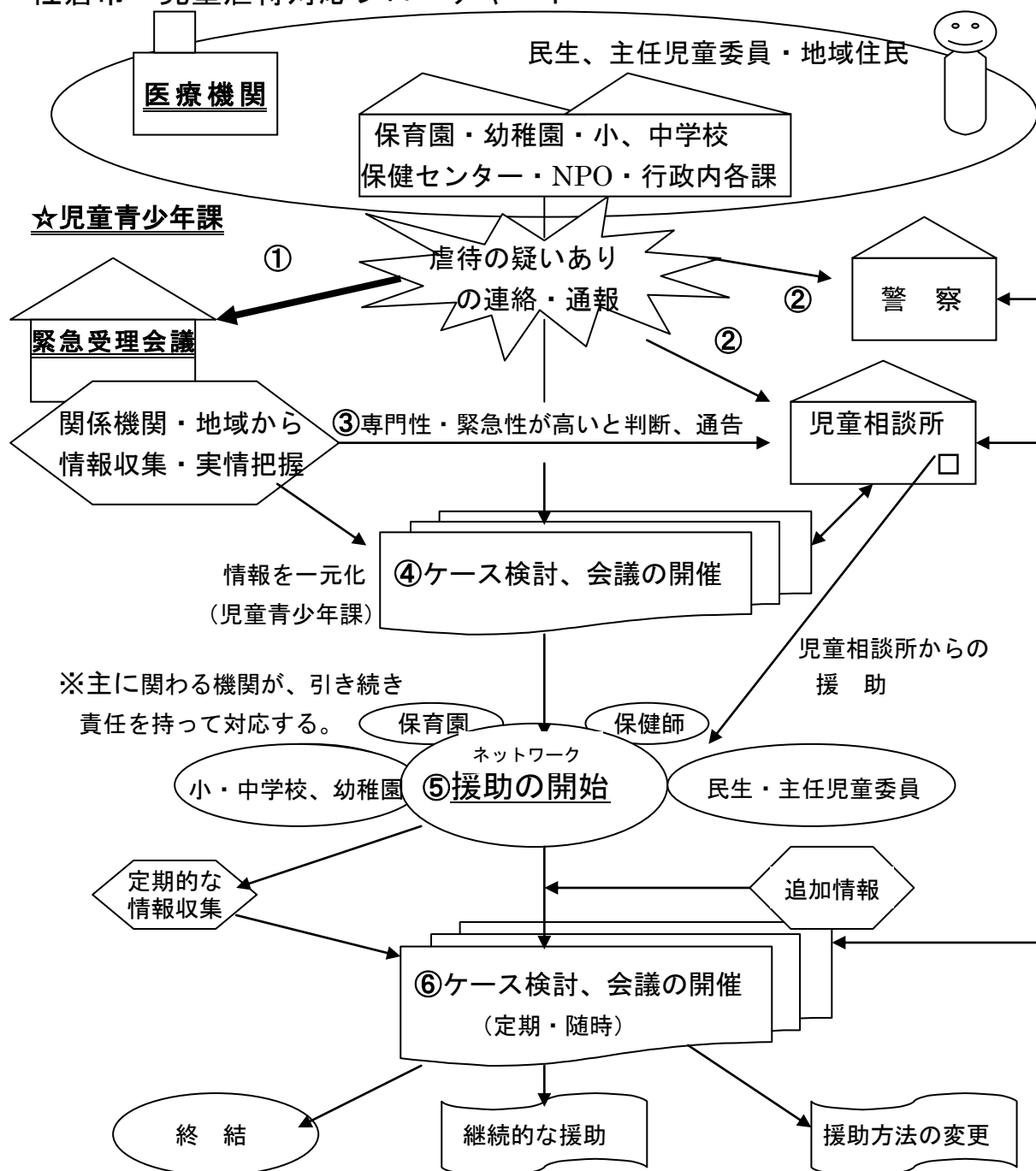
国又は地方公共団体の機関（法第25条の5第1号関係）	1 佐倉市（市民部、健康こども部、福祉部） 2 佐倉市教育委員会 3 千葉地方法務局佐倉支局 4 千葉県印旛健康福祉センター 5 千葉県女性サポートセンター 6 千葉県中央児童相談所 7 佐倉警察署 8 その他市長が必要と認める国又は地方公共団体の機関
法人（法第25条の5第2号関係）	1 社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会 2 社団法人印旛市郡医師会（佐倉地区） 3 社団法人印旛郡市歯科医師会（佐倉地区） 4 その他市長が必要と認める法人
その他の者（法第25条の5第3号関係）	1 佐倉市民生委員・児童委員協議会 2 佐倉市母子保健連絡協議会 3 印旛地区保護司会（佐倉地区） 4 佐倉私立幼稚園協会 5 いんば中核地域生活支援センター 6 その他市長が必要と認める者



実務担当者

- ・ 児童相談所児童福祉司
- ・ 警察署生活安全課虐待担当
- ・ 医療機関関係者
- ・ 保健所精神保健福祉相談員
- ・ 民生委員・児童委員
- ・ 主任児童委員
- ・ 指導課虐待担当
- ・ 生徒指導主任、生徒指導主事
- ・ 幼稚園・小中学校教諭
- ・ 自治人権推進課男女平等参画推進担当
- ・ 社会福祉課地域担当
- ・ 健康増進課保健師、看護師
- ・ 健康管理センター保健師
- ・ 西部保健センター保健師
- ・ 南部保健センター保健師
- ・ 保育園保育士、看護師
- ・ 児童センター保育士、児童インストラクター
- ・ 学童保育所保育士、児童インストラクター
- ・ 家庭児童相談員
- ・ 児童青少年課虐待担当・子育て支援課担当
- ・ 子育て支援にかかわる NPO
- ・ その他必要と認めるもの

佐倉市 児童虐待対応フローチャート



① 虐待の疑いがある場合、児童青少年課へ連絡・通報する。

行政内の施設、関係機関は情報を取りまとめ、担当課を通じて児童青少年課へ。
ケースは引き続き主に関わる部署が、責任を持って対応していく。

② 生命の危険など緊急性のある場合、直接児童相談所や警察へ相談・通告する。

③ 児童青少年課が中心となって受理会議を行い、専門性・緊急性が高いと判断した場合、児童相談所へ相談・通告・送致する。

④ 把握した情報をもとに、ケース検討、会議を行う。

⑤ 関係機関相互が連携を図りながら、支援・援助を開始する。

⑥ 継続して随時ケース検討を行い、支援・援助方法を評価し、方針に基づきすすめる。

※関係機関が相互に情報交換をしながら、児童青少年課で情報の一元化、進捗管理を行っていく。

【実務者会議実施方針】

佐倉市児童虐待防止 民生委員児童委員・主任児童委員(児童専門部会)実務者会議方針

児童青少年課家庭児童相談班(Tel484-6263)

本会議は、佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱に基づき、民生委員児童委員・主任児童委員実務者会議として、児童専門部会をあて地域ごとに実施します。

★民生委員児童委員・主任児童委員と児童青少年課の連携について

虐待あるいは虐待が疑われるケースについては、地域の民生委員児童委員・主任児童委員と児童青少年課は、互いに情報を共有して協力体制でケースの支援を行うこととします。

★個人情報保護条例の適用について

ケースの情報は必要最小限にとどめます。情報提供は、個人情報保護法、佐倉市個人情報保護条例第8条第1項第1号、児童福祉法第25条、児童虐待防止法第6条、佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱第9条に基づき提供することといたします。

★会議は、保護児童ケースのある地域ごとに実施し、年2回実施することとします。

【実務者会議の方法】

- ・佐倉市児童虐待防止 民生委員児童委員・主任児童委員(児童専門部会)実務者会議(以後「会議」と称する)には、児童青少年課が管理しているケース記録票を使用します。

↓

- ・ケースの現状は、児童青少年課地区担当職員(家庭児童相談員、保健師等)から提供します。地域のケース情報は、地域担当の児童専門部会員から報告します。

↓

- ・ケースに関する情報交換をし、課題を誰が、いつまでに、どのようにするか援助方針等を明らかにします。

↓

- ・児童専門部会員は地域に持ち帰り、地区担当の民生委員児童委員へケース記録票を渡すとともにケースの情報を共有します。(ケース記録票は地区担当民生、児童専門部会員両方で保管します。)

↓

- ・児童青少年課児童家庭相談班等と連携し、地域でケースの支援を開始します。ケースの状況等はその都度記録しておきます。

↓

- ・緊急時や必要時は、その都度ケース会議を実施し、援助方針の確認、変更等協議します。

↓

- ・児童専門部会員は、次回の実務者会議で、ケースの状況を把握してきて報告します。

※児童青少年課との連携は、直接地域担当の民生委員児童委員と行うこともあります。

※ケースの状況に変化があるときは、児童青少年課へその都度報告・連絡をお願いします。

※その他に、本日のケース以外で、地域で援助しているケースがあれば報告をお願いします。

★本日使用したケース記録票は、毎回使用しますので持参してください。

【守秘義務の取り扱いー民生委員児童委員・主任児童委員対応】

※個人情報保護法、児童福祉法第 25 条、児童虐待防止法第 6 条、佐倉市個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 1 号に基づく。

- ・ 佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱 第 9 条「個人情報の取扱い」
会議においては、出席者個人に守秘義務を課すことにより、ケースの精神、身体、生命等を守ることを優先し情報を共有する。関係者に資料を求めることも可能とする。

○佐倉市個人情報保護条例の適用について

- ・ 佐倉市民生委員・児童委員協議会組織に、個人情報保護をかぶせる形にする。

【方法】

1. 佐倉市民生委員・児童委員協議会長へ、佐倉市長から情報の取り扱いについて、改めて外部提供に伴う守秘義務について文書で依頼する。
2. 文書の写しを民生委員児童委員、主任児童委員全員へ配布し、守秘義務の徹底については、会議を開催する毎に確認する。
3. 地区担当の民生委員児童委員への情報は、ケース記録票で報告し、それぞれの委員が自己管理する。
(児童青少年課でケース記録票を作成し、担当民生委員児童委員、主任児童委員のみに渡るようにする。)
4. 情報の一元化、進捗管理については、健康こども部児童青少年課が行う。

佐 児 第 号
平 成 年 月 日

佐倉市民生委員・児童委員協議会
会 長 様

佐倉市長

佐倉市児童虐待防止にかかる情報の保護について(依頼)

平素は、児童福祉行政に、多大なるご支援とご協力をいただきまして深く感謝申しあげます。

児童専門部会(児童虐待防止民生委員・児童委員、主任児童委員)実務者会議につきましては、児童福祉法第 25 条の 2 に基づき要保護児童対策地域協議会として実施しております。会議の内容については同法第 25 条の 5 において構成員である民生委員児童委員にも守秘義務は課せられておりますが、児童の安全を確保するために、要保護児童にかかる個人情報の提供にあたりまして、委員の皆様へ改めて守秘義務の徹底方よろしくお願いいたします。

記

1. 事務局(児童青少年課)で作成するケース記録表は、地区担当民生委員児童委員、主任児童委員が管理し、守秘義務を徹底する。
2. 情報の一元化、進捗管理については、健康こども部児童青少年課が行う。

本会議は、佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱に基づき、佐倉市児童虐待防止保健衛生実務者会議として実施します。

○保健衛生部門と児童青少年課の連携について

地域内の担当ケースについては、保健衛生部門と児童青少年課は互いに情報を共有して、協力体制の下にケースの援助を行うこととします。

○個人情報保護条例の適用について

佐倉市個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 1 号、児童福祉法第 25 条、児童虐待防止法第 6 条の規定に基づき、提供することとなります。

○会議は、保健センターごとに実施し、年 2 回開催することとします。

【方法】

- ①. 児童虐待防止保健衛生実務者会議、(以後「会議」と称する)には、児童青少年課が管理しているケース毎の記録票を使用いたします。(会議ごとに更新して提供し、会議終了後一部を残し回収します)
- ②. 保健衛生(保健師)が関わっているケースの状況は担当保健師が、また同ケースで他の関係機関の情報については児童青少年課が会議で状況を報告し、関係者が情報を共有します。
- ③. 今後のケースの対応について、誰が、いつまでに、どのようにするのか、検討結果を記録票に記載しておき、情報の一元化をします(検討結果を記録票に記載しておきます)。

○ケースの状況が動いているときは、主体的にケースに関わった人がその都度、児童青少年課へ報告します。

○落ちついているケースは、定期的な連絡会で情報を共有します。

- ④. 情報の一元化、進捗管理については、健康こども部児童青少年課が行います。

★会議でケースが新たに把握された場合は、児童通告書とアセスメントシートを作成してケース通告手順に従い、児童青少年課へ提出してください。

本会議は、佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱に基づき、佐倉市児童虐待防止幼稚園・小・中学校実務者会議として実施します。

- ☆ 幼稚園・小・中学校と児童青少年課の連携について。
虐待あるいは虐待が疑われるケースについては、互いに情報を共有して、協力体制の下にケースの援助を行うこととします。
- ☆ 個人情報保護条例の適用について
個人情報保護法、佐倉市個人情報保護条例第8条第1項第1号、児童福祉法第25条、児童虐待防止法第6条の規定に基づき提供することとなります。
- ☆ 会議は、ケースのある幼稚園・小・中学校毎に実施し、年2回開催することとします。

【方法】

- ① 児童虐待防止幼稚園・小・中学校実務者会議(以後「会議」と称する)には、児童青少年課が管理しているケース毎の記録票を使用いたします。(会議ごとに更新して提供し、会議終了後一部を残し回収します)
- ② 幼稚園・小・中学校が関わっているケースの状況は各幼稚園・小・中学校から、また同ケースで他の関係機関の情報については児童青少年課が会議で状況を報告し、関係者が情報を共有します。
- ③ 今後のケースの対応について、誰が、いつまでに、どのようにするのか、支援方針を確認し情報の一元化をします。(検討結果を記録票に記載しておきます。)

【支援方針等】

- ① 児童の安全を確保するために、主に関われる機関(幼稚園・学校)が支援していくことになります。ケースの状況が動いているときは、関わっている幼稚園・学校がその都度、児童青少年課へ報告します。
- ② 落ちついているケースは、定期的な会議で情報を共有します。
- ③ 情報の一元化、進捗管理については、健康こども部児童青少年課が行います。

★会議でケースが新たに把握された場合は、児童通告書とアセスメントシートを作成してケース通告手順に従い、児童青少年課へ提出してください。

本会議は、佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱に基づき、佐倉市児童虐待防止児童福祉施設実務者会議として実施します。

○児童福祉施設(保育園・学童保育所・児童センターなど)と児童青少年課の連携について。
虐待あるいは虐待が疑われるケースについては、互いに情報を共有して協力体制の下にケースの援助を行うこととします。

○個人情報保護条例の適用について

佐倉市個人情報保護条例第8条第1項第4号、児童福祉法第25条、児童虐待防止法第6条、の規定に基づき提供することとなります。

○会議は、ケースのある児童福祉施設ごとに実施し、年2回開催することとします。

【方法】

- ①. 児童虐待防止児童福祉施設実務者会議(以後「会議」と称する)には、児童青少年課が管理しているケース毎の記録表を使用いたします。(会議ごとに更新して提供し、会議終了後一部を残し回収します)
- ②. 児童福祉施設のケースの状況は施設から、また同ケースで他の関係機関の情報については児童青少年課が会議で状況を報告し、関係者が情報を共有します。
- ③. 今後のケースの対応について、誰が、いつまでに、どのようにするのか、検討結果を記録票に記載しておき、情報の一元化をします。

○児童の安全を確保するために、ケースの状況が動いているときは、ケースに関わった施設(人)が、その都度児童青少年課へ報告します。

- ④. 情報の一元化、進捗管理については、健康こども部児童青少年課が行います。

★会議でケースが新たに把握された場合は、児童通告書とアセスメントシートを作成してケース通告手順に従い、児童青少年課へ提出してください。

千葉県市町村子ども虐待防止ネットワーク対応マニュアル p 31 参考

① 出席者の自己紹介(名前、職種、所属機関)

初対面の場合には特に大切であるが、あまり時間をかけるわけにもいけないので、人数が多い場合には、事務局から紹介したり、座席表や名簿を配る等の工夫が必要です。

② 会議の目的と秘密保持についての説明

事前に伝えてあったとしても、出席者が集まったところで、もう一度確認することが大切です。

③ 事例の概要や取扱い経過の説明

事務局が事前に作成した資料等をもとに行うことが基本となりますが、必要に応じて主に関わっている機関から説明してもらいます。(子どもや家庭と直接関わった機関の話は、参加者に最もインパクトを与え、具体的な判断につながりやすい。)

④ 協議事項

1 事例に関する情報の共有

ちょっと気になることでも気軽に確認することができるのが顔を合わせるよさでもあります。

事務局の概要説明の内容を踏まえ、各機関がもつ情報を補足し、情報を共有します。事前に情報交換をしても、新たな情報が出てくる場合が多くあります。一つだけでは取るに足らない情報と思われても、いくつかの情報を合わせると意味を持つことがあります。

2 子どもや家庭の状況の整理（問題点の共通理解）

子どもや家庭の状況を整理し、問題となっている事項を明確にします。その上で、問題発生の背景やメカニズムについても検討し、共通の認識を明確にします。

(☞地域ネットワークにおける事例検討のためのアセスメントシートの活用：資料編 p 2～3)

3 今後の対応方法の検討

★緊急性の判断

事例の緊急性や一時保護の必要性等について話し合い、共通の認識を持ちます。

(☞子ども虐待対応判断にフローチャートの活用：資料 p 1)

★支援方針の決定

初回の会議では、まず当面の支援方針を決めます。継続的な支援を行っていく場合には、中・長期的な見通しについても話し合い、方針を立てます。

★役割分担

どの機関(だれ)が、いつまでに、どのような支援を行うかを話し合います。誰かが決めてくれるだろうという待ちの姿勢では、いっこうに話し合いは進めません。「私(自機関)は、〇〇ができます。」など、できることを出し合っていく姿勢が大切です。

4 次回の会議実施予定時期及び事例進行管理責任者の決定

定期的に支援の見直しが行えるよう、予め次回の会議実施予定時期を決めておきます。

また、事例の進行管理責任者を決め、事例が各機関の隙間に落ちないようにします。

事務局が 事例の主対応機関のいずれかが担います。

⑤ 決定事項の確認

会議での決定事項を、会議終了直前に全員で確認します。具体的な対応策が決定できない場合でも、そのことを確認し、次の対応につなげていく必要があります。

ケース検討会議記録用紙

☆関係者からの現状報告をしていただきます。(関係者概要説明)

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

☆課題の整理をいたします。

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

【今後の方針と役割確認】

☆いつまでに、誰が、どのような方法で実施していくのか明らかにします。

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

本ケースで主体的に関わっていく機関は()です。

- ・ 連絡網の確認について()
- ・ 今後の会議日程の確認(月 日)です。

※ 情報の一元管理、進捗管理は児童青少年課が行います。ケースに関する動きや情報がありましたら、児童青少年課家庭児童相談班へご連絡をお願いいたします。

※ ケース担当者() Tel 直通 484-6263 庁内内線 2481・2484

児童虐待や虐待が疑われるケースの通告手順について-保健行政用-

健康こども部児童青少年課

各保健センター等で、虐待や虐待が疑われるケースについては、(Ⅰ)の手順で通告を行います。また、児童青少年課で把握し連携の必要なケースについては、(Ⅱ)の手順で行います。

(Ⅰ)新しいケース(初回)について通告する場合の手順

① 地区担当保健師→所属長

別紙「子ども虐待相談・養育支援事業・通告書」により通告する。

経過記録については、保健衛生で使用しているもの及びアセスメントシートを添付する。

(虐待に関する事実関係は、できるだけ細かく具体的に記録する。)

↓

② 健康増進課母子保健担当→健康増進課長

↓

③ 健康増進課母子保健担当から児童青少年課へ送付する。

↓

④ 児童青少年課は受付・決裁、児童通告書は家庭児童相談班で管理する。

児童青少年課家庭児童相談班は、ただちに緊急受理会議を開催し、担当と連携、関係者から状況を把握し、主に関わる機関を中心として、各関係機関と連携しながら、ネットワーク援助を開始する。

↓

⑤ 受理後の対応は、児童青少年課が直接当該施設や各関係機関と連絡、調整を行い、ケースの情報の一元化及び進捗管理を行っていく。

なお、児童相談所との窓口は、児童青少年課が行う。

※ただし、緊急時についてはこの限りではない。

(Ⅱ)児童青少年課から地区担当保健師へつなぐケースについての手順

① 児童青少年課地区担当職員・相談員

↓

② 地区担当保健師へ

↓

③ 所属長

↓

④ 健康増進課保健推進班→健康増進課長

↓

⑤ 地区担当保健師・児童青少年課担当員が中心となり、それぞれの所属長、課長へ報告する中でケースの対応をしていく。

児童虐待や虐待が疑われるケースの通告手順について -教育委員会用-

佐倉市健康こども部児童青少年課

佐倉市立幼・小・中学校で、虐待や虐待が疑われるケースについては、(Ⅰ)の手順で通告を行います。また、児童青少年課で虐待等を把握し、幼・小・中学校と連携の必要なケースについては、(Ⅱ)の手順で行います。

(Ⅰ)新しいケース（初回）について通告する場合の手順

- ① 虐待等を発見した職員→当該幼・小・中学校長
別紙「子ども虐待相談・養育支援事業・通告書」により通告する。
記録等があれば、各園・学校で使用しているもの及びアセスメントシートを添付する。
(虐待に関する事実関係は、できるだけ細かく具体的に記録する。)
- ↓
- ② 指導課担当へ→指導課長
↓
- ③ 指導課担当から児童青少年課へ送付
↓
- ④ 児童青少年課は受付・決裁、児童通告書は家庭児童相談班で管理する。
児童青少年課家庭児童相談班は、ただちに緊急受理会議を開催し、担当と連携、関係者から状況を把握し、主に関わる機関(幼・小・中学校)を中心として、各関係機関と連携しながら、ネットワーク援助を開始する。
↓
- ⑤ 受理後の対応は、指導課及び児童青少年課が当該学校や各関係機関と連絡、調整を行い、児童青少年課がケースの情報の一元化及び進捗管理を行っていく。
なお、児童相談所との窓口は、児童青少年課が行う。
※ただし、緊急時についてはこの限りではない。

(Ⅱ)児童青少年課から幼・小・中学校へつなぐケースについての手順

- ① 児童青少年課の地区担当職員・相談員
↓
- ② 指導課担当へ→指導課長
↓
- ③ 当該幼・小・中学校長
↓
- ④ 当該園・学校担当職員、指導課担当及び児童青少年課担当員が中心となり、それぞれの所属長へ報告する中でケースの対応をしていく。

児童虐待や虐待が疑われるケースの通告手順について-児童福祉施設行政用-

健康こども部児童青少年課

保育園、学童保育等児童福祉施設で、虐待や虐待が疑われるケースについては、(Ⅰ)の手順で通告を行います。また、児童青少年課で把握し連携の必要なケースについては、(Ⅱ)の手順で行います。

(Ⅰ)新しいケース（初回）について通告する場合の手順

- ① 児童福祉施設担当職員→施設長
別紙「子ども虐待相談・養育支援事業・通告書」により通告する。
記録等あれば児童福祉施設等で使用しているもの及びアセスメントシートを添付する。
(虐待に関する事実関係は、できるだけ細かく具体的に記録する。)
- ↓
- ② 子育て支援課指導担当へ→子育て支援課長
- ↓
- ③ 子育て支援課指導担当から児童青少年課へ送付する。
- ↓
- ④ 児童青少年課は受付・決裁、児童通告書は家庭児童相談班で管理する。
児童青少年課家庭児童相談班は、ただちに緊急受理会議を開催し、担当と連携、関係者から状況を把握し、主に関わる機関を中心として、各関係機関と連携しながら、ネットワーク援助を開始する。
- ↓
- ⑤ 受理後の対応は、児童青少年課が直接当該施設や各関係機関と連絡、調整を行い、ケースの情報の一元化及び進捗管理を行っていく。
なお、児童相談所との窓口は、児童青少年課が行なう。
※ただし、緊急時についてはこの限りではない。

(Ⅱ)児童青少年課から児童福祉施設へつなぐケースについての手順

- ① 児童青少年課の地区担当職員・相談員
- ↓
- ② 児童福祉施設担当職員へ
- ↓
- ③ 当該施設長
- ↓
- ④ 子育て支援課指導班→子育て支援課長
- ↓
- ⑤ 児童福祉施設担当職員・児童青少年課担当員が中心となり、それぞれの所属長課長へ報告する中でケースの対応をしていく。

障害福祉施設等で、虐待や虐待が疑われるケースについては、(Ⅰ)の手順で通告を行います。また、児童青少年課で把握し連携の必要なケースについては、(Ⅱ)の手順で行います。

(Ⅰ)新しいケース(初回)について通告する場合の手順

- ① 障害福祉施設担当職員→施設長
別紙「子ども虐待相談・養育支援事業・通告書」により通告する。
経過記録については、障害福祉施設で使用しているもの及びアセスメントシートを添付する。
(虐待に関する事実関係は、できるだけ細かく具体的に記録する。)
- ↓
- ② 障害福祉課長
- ↓
- ③ 児童青少年課は受付・決裁、児童通告書は家庭児童相談担当で管理する。
児童青少年課子ども相談班は、ただちに緊急受理会議を開催し、担当と連携、関係者から状況を把握し、主に関わる機関を中心として、各関係機関と連携しながら、ネットワーク援助を開始する。
- ↓
- ④ 受理後の対応は、児童青少年課が直接当該施設や各関係機関と連絡、調整を行い、ケースの情報の一元化及び進捗管理を行っていく。
なお、児童相談所との窓口は、児童青少年課が行う。
※ただし、緊急時についてはこの限りではない。

(Ⅱ)児童青少年課から障害福祉施設へつなぐケースについての手順

- ① 児童青少年課の地区担当職員・相談員
- ↓
- ② 障害福祉施設担当職員へ
- ↓
- ③ 障害福祉施設長
- ↓
- ④ 障害福祉課長
- ↓
- ⑤ 障害福祉施設担当職員・児童青少年課担当員が中心となり、それぞれの所属長、課長へ報告する中でケースの対応をしていく。

ケース進捗管理マニュアルについて

健康こども部児童青少年課

1. ケース検討と進捗管理一フローチャート・アセスメントシートに従いケース検討を実施する。

① 緊急受理会議（関係者から情報を収集）→ケース検討（各機関の役割を確認）→援助の開始→ケース援助の確認（但し、緊急時は本ルートでなくても可）

② ケース進捗管理・情報の一元化について

- ・ 家庭児童相談班での朝のミーティングや、月2回の連絡会議等で担当者間のケースの情報共有と一元管理を図る。
- ・ ケースの対応状況については、関わる機関から児童青少年課が報告を受け一元管理と進捗管理をしていく。
- ・ 関係機関との連携は、実務者会議において定期的にケース検討を実施し情報の一元管理と、進捗管理を図っていく。
- ・ 全体の管理は、地区別管理台帳で3か月に1回チェックする。総合管理については、年2回（9・2月）児童青少年課内の検討会議で行う。

③ ケースの終了について

地域ネットワークにおける事例検討のためのアセスメントシート（チェック表 別紙）から以下を確認する。

- ・ 子どもの状況が安定している。
- ・ 養育者の状況が落ち着いている。
- ・ 養育環境が落ち着いている。
- ・ 児の安全確認がとれている。
- ・ 現在の状況について、関係機関等の情報から安全が図られている。

○ 上記のアセスメントシート状況、関係機関のケースの状況や意見等により総合判断を行い、終了か否かを児童青少年課で決定し、終了のケースは年度末に関係機関に文書で報告する。

2. 児童相談所との連携について

- ・ 困難ケースについては、援助依頼、ケース送致等により対処する。
- ・ ケースの対応方針、進捗管理については定期的に検討会議を開催し把握する。

児童虐待防止にかかるケース管理・終了方針等について

健康こども部児童青少年課

1. ケース進捗管理・情報の一元化について

- ・ ケースの対応状況について、かかわる機関から児童青少年課が報告を受け、ケース情報の一元化と進捗管理を児童青少年課で実施していく。
- ・ 関係機関との連携は、実務者会議において互いの情報を交換し共有をはかる。必要時は、ケース検討会議を実施する。

2. ケースの継続・終了の基準(考え方)

- ・ 年度末に、当該年度にかかわった全ケースを、以下の基準に基づきケース検討会議を開いて、継続または終了について児童青少年課が決定する。

【終了の基準】

☆地域ネットワークにおける事例検討のためのアセスメントシート(チェック表別紙)から以下を確認する。

- ① 子どもの状況が安定している。
- ② 養育者が適切に養護している。
- ③ 養育環境が整っており、落ち着いている。
- ④ 児の安全確認がとれている。

- ・ 上記4点が確認されること。その他のアセスメントシート状況、実務者会議等のケース情報や関係者意見等により総合判断を行う。安全が確認され、今後も安全が確保されると判断した場合終了とする。

3. 終了としたケースの関係機関への連絡方法について

- ・ 終了すると決定したケースについては、実務者会議を実施している機関すべてに文書をもって報告する。(別紙)

事 務 連 絡
平成 年 月 日

施設長 様

児童青少年課長 ○○○○

佐倉市児童虐待防止ネットワークによる「ケース管理の変更」について（報告）

平素、子どもたちの安全を守るために、児童虐待防止ネットワークにご協力をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、下記の児童につきましては、これまで「佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱」に基づきまして、情報の一元管理、ケースの進行管理を行って参りました。

この度、ケースの状況から児童の安全管理が図れると判断し、佐倉市児童虐待防止ネットワークの中での「ケース管理」を終了する予定ですのでお知らせいたします。ケースの終了の基準につきましては別紙のとおりといたしますのでご了解ください。

なお、ご意見などございましたら、児童青少年課家庭児童相談班へご連絡をお願いいたします。

記

佐倉市児童虐待防止ネットワーク「ケース管理」を終了する児童

--

児童青少年課家庭児童相談班

Tel 484 — 6263

統計分類（市町村児童家庭相談援助指針に基づく）

経 路			種 別			処 理		
都道府県	児童相談所	ア	養護相談	児童虐待相談	a	面接指導	助 言 指 導	1
	福祉事務所	イ		その他の相談	b		継 続 指 導	2
	そ の 他	ウ		保 健 相 談	c		他機関あつせん	3
市町村	福祉事務所	エ	障害相談	肢体不自由相談	d	児 童 相 談 所 送 致		4
	保健センター	オ		視聴覚障害相談	e	知 的 障 害 者 福 祉 司・ 社 会 福 祉 主 事 指 導	5	
	そ の 他	カ		言語発達障害等 相談	f	助産又は母子保護の実施に 係る都道府県知事への報告	6	
児指 童定 福医 祉療 施機 設関	保 育 所	キ		重症心身障害相 談	g	そ の 他		7
	児童福祉施設	ク		知的障害相談	h			
	指定医療機関	ケ		自閉症等相談	i			
警 察 等		コ		ぐ犯行為等相談	j			
医保 療健 機所 関・	保 健 所	サ	非行相談	触法行為等相談	k			
	医 療 機 関	シ		育成相談	性格行動相談			
学 校 等	幼 稚 園	ス	不登校相談		m			
	学 校	セ	適性相談		n			
	教育委員会等	ソ	育児・しつけ相談		o			
里 親		タ	そ の 他 の 相 談		p			
児 童 委 員		チ						
家 族・親 戚		ツ						
近 隣・知 人		テ						
児 童 本 人		ト						
そ の 他		ナ						

【児童青少年課】

【担当課： 】

【所属部署： 】

課長	班長	供覧

課長	班長	供覧

所属長	班長	供覧

子ども虐待相談・養育支援事業・通告書（虐待・養育支援 いずれかに○印）

※のついている欄は必ず記入してください。

日付	平成 年 月 日				
※子ども	ふりがな 氏 名	(男・女)		生年月日	平成 年 月 日生 (歳 か月)
	住 所				
	就学状況	学校 年 組[担任] 保育所・幼稚園			
虐待の 状況内容	○いつ頃から				
	○どこで ○ 誰が（主な虐待者）				
	○何を（身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・ネグレクト）				
	○どのくらいの頻度で（ほぼ毎日 ・週 回程度・月 回程度）				
	※具体的な内容				
※情報源	直接虐待を見聞 人から聞いた 悲鳴や物音から虐待を推測 子どもの様子から				
児童及び家族の状況（予備調査を含めて確認）					
住居状況	独立家屋 集合住宅（ 階）				連絡先
家族構成 (同居人を含む)	続柄	氏 名	生年月日	年齢	職業・就学状況
縁故者	家庭に頻繁に出入りしている人や支援者など				
関わりの ある機関	福祉事務所：（生保：受給・その他手当等 ）、民生・児童委員、主任児童委員 保健センター（健診受診歴等 ） 病院（ ）、警察、児童相談所（一時保護歴・施設入所歴・指導中・他 ） その他（ ）				
その他	所属集団での様子、きょうだいへの虐待の有無など				
※通告者 通告機関 等	氏名・機関名				
	住 所				
	連 絡 先	☎ (担当)			
	調査協力等	調査協力（了・否）当課からの連絡（了・否）通告者を虐待者に明かすこと（了・否） 通告を知らせている人（無・有：虐待者・子ども・その他 ）			
児童青少年課記入欄					
受理会議 (実施日 月 日)					
備考	確認済事項（住民票・乳幼児健診の状況・所属集団での状況・生活保護の状況 ）				

佐倉市児童通告書

平成 年 月 日

様

所属機関

氏 名

電 話

児童福祉法第25条の規定により下記のとおり通告します。（※不明な部分については記載不要）

子 ど も	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日生 (才)
	所 属	学校 年 組 保育所 幼稚園		
	現 住 所			
	本籍 (国籍)			
保 護 者	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日生 (才)
	職 業		子どもとの関係	
	現 住 所			

通告理由

【虐待の状況・内容】

●情報源（直接確認・人に聞いた・悲鳴や物音を聞いた・子どもの様子から・その他 ）

●いつ頃から

●どこで

●誰が（主な虐待者）

●何を（身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・ネグレクト ）

●どの位の頻度（ほぼ毎日・週 回程度・月 回程度 ）

（何時頃 朝 昼 夜 ）

●具体的な内容

（裏へ続く）

記録者

Tel ()

様式 8

児童記録票 H 年 月 日 作成[記入者] H 年 月 日 加筆[記入者]

第 回受付		H 年 月 日 受理		ケース番号				種別				
子 ど も	ふりがな 氏 名	男 女		生年月日等		S ・ H 年 月 日 () 歳 () か月						
	所属機関	保育園・幼稚園・学校 年 組 (担任 先生)										
	本籍地											
	現住所等											
相 談 者	氏 名	(子どもとの関係)										
	連絡先											
	主訴											
家 族 同 居 ・ 縁 故 者	続柄	氏 名	生年月日	年齢	就学・就労	児手	児扶	医助	生保	準保	民児	その他
生活状況							【家族図】					
福祉サービス 利用状況												
その他 特記事項												
関 わ り 機 関	機 関 名		担当者		電 話		援 助 内 容					
統計分類		経路			種類別				処理			

緊急度アセスメントシート

児童氏名

(作成日 年 月 日)

①子どもや保護者が保護を求めている	☐ こども自身が保護・救済を求めている ☐ 保護者が子どもの保護を求めている ☐	
YES		
NO		
②子どもや保護者が訴えている状況が切迫している	☐ 確認には至らないものの性的虐待の疑いが濃厚 ☐ 「このままでは何をするかわからない」「殺してしまいそう」などの訴え ☐	YES
YES		緊急度AA 分離を前提とした緊急介入 緊急一時保護を検討
NO		
③子どもにすでに重大な結果が生じている	☐ 性的虐待（性交、性的行為の強要、妊娠、性感染症罹患） ☐ 致命的な外傷、内臓破裂、頭骸骨骨折、火傷など ☐ ネグレクト（栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄） ☐	YES
YES		緊急度A 発生（再発）防止のための緊急支援 発生前の一時保護を検討
NO		
④重大な結果が生じる可能性が高い	☐ 乳幼児・多胎児・低出生体重児・虚弱児である ☐ 生命に危険な行為（頭部・顔面打撲、首絞め、戸外放置、溺れさせる、シェキング） ☐ 性行為に至らない性的虐待 ☐	
YES		緊急度A 発生（再発）防止のための緊急支援 発生前の一時保護を検討
NO		
⑤虐待を繰り返す可能性が高い	☐ 新旧混在した傷や、入院歴がある ☐ 過去に、通告、一時保護、施設入所歴、きょうだいの虐待歴がある ☐ 保護者に虐待の自覚、認識がない ☐ 保護者が精神的に不安定で、判断力が衰弱している ☐	YES
YES		緊急度B 集中的支援の実施 集中的な支援、場合によっては一時保護を検討
NO		
⑥子どもに虐待の影響が明らかにしている	☐ 保護者への拒否感、おそれ、おびえ、不安が強い ☐ 無表情・表情が暗い・過去のスキンシップを他の大人に求める ☐ 虐待に起因する身体的症状（発育・発達の遅れ、腹痛等） ☐	YES
YES		緊急度B 集中的支援の実施 集中的な支援、場合によっては一時保護を検討
NO		
⑦子どもに虐待の影響が明らかにしている	☐ 子どもへの拒否的感情、態度 ☐ 精神状態の問題がある（うつめ、育児ノイローゼなど） ☐ アルコール、薬物等の問題がある ☐ 性格的問題（衝動的、攻撃的、未熟性） ☐ 行政機関等からの援助に拒否的、あるいは改善が見られない ☐ 家族や同居者間での暴力（DV等）、不和 ☐ 子どもの日常的な世話をしてくれる人がいない ☐	YES
YES		緊急度C 継続的総合的支援の実施 継続的・総合的な支援、場合によっては一時保護を検討
NO		
⑧虐待発生の可能性が家庭環境にある	☐ 虐待によるのではない子どもの成長上の問題（発達の遅れ、障害など） ☐ 子どもの問題行動（攻撃的、盗み、徘徊、自傷行為、過食など） ☐ 保護者の生育歴（被虐待歴、愛されなかった思いなど） ☐ 子どもへの養育態度や知識の問題（意欲の欠如、知識不足など） ☐ 家族状況（祖父母含む保護者の死亡・失踪、離婚、妊娠・出産、ひとり親等） ☐	YES
YES		緊急度C 継続的総合的支援の実施 継続的・総合的な支援、場合によっては一時保護を検討
NO		

※ 判断にあたっては、各チェック項目を参考にする。参考に出来る情報がこれ以上にある場合は空欄に記入すること。 厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」（平成19年1月改訂版）を参考に作成

リスクアセスメントシート

(初回 ・ 回目)

ケース番号	—	記入日	平成 年 月 日
氏 名		担 当	

虐待の種類 (主◎ 従○) 身体・性的・ネグレクト・心理
 子どもの年齢 (歳) 0～2 歳・～5 歳・6 歳以上
 虐待者 右図 (主◎ 従○)

ジェノグラム

1. 虐待の程度 * (生命・重度：はい 中度：やや軽度：いいえ)			
生命 (頭部外傷のおそれ 乳幼児を投げる 逆さ吊り 布団蒸し 脱水 明らかな衰弱 乳幼児で医療受診させない 首を絞める 水につける 踏みつける 頭部を殴る)			
重度 (医療を必要とする外傷 打撲 目の外傷 火傷 幼児の打撲)			
中度 (慢性のあざや傷痕 噛み跡 生活環境不良で改善なし 放置)			
軽度 (跡が残らない暴力 健康問題が起きない程度のネグレクト)			
		はい	ややいいえ
		不明	
		以下、該当項目と思われるものを○で囲んでください。養育者は、家族の中で誰かが該当すれば○。	
把握	2 虐待の継続 *		繰り返す・常習・子を何日も放置する
	3 関係機関からの情報		医療・保健・警察・学校・幼稚園・保育所・福祉事務所・民生児童委員・近隣住民・施設・その他
非変動	4 虐待歴		入院施設歴
	5 性的虐待 *		疑い・性病・妊娠
	6 養育者の被虐待歴		被虐待歴・愛されなかった思い・厳しいしつけを受けてきた
家庭	7 家族問題		夫婦不和・夫婦間暴力・別居・家出・未婚・離婚・内縁・家族構成の変化
	8 経済問題		借金多い・生活苦・失業・転職・計画性欠如
	9 生活環境		劣悪な住居環境・安全確保への配慮なし・事故防止不足
	10 子どもを守る人なし *		同居人の中で日常的に子どもを危険から守る人がいない・危険なとき子の逃げ場がない
養育者	11 精神的状態		うつ病・精神症状・通院ができていない・服薬ができていない・疑いはあるが通院歴なし
	12 性格的問題		衝動的・未熟・攻撃的・偏り・共感性欠如・人との関わり嫌い・被害的・その場逃れ・嘘が多い
	13 アルコール・薬物 *		アルコールの匂い・視線がうつろ・会話しにくい・疑い・依存症
	14 家事・育児能力 *		送迎ができない・障害のため能力低下
子ども	年齢 *		3 歳未満
	15 身体の状態 *		低身長・体重増加不良・発育不全・(発達・身体) 障害・持病・皮膚疾患
	16 精神の状態 *		笑わない・表情が乏しい・視線が合いにくい・言葉の遅れ・睡眠リズム・抜毛・自傷
	17 日常的世話の欠如		ひどいオムツかぶれ・身体衣類の汚れ・異臭・非衛生・不潔・季節に合わない衣服
	18 問題行動		激しい癇癪・落ち着きなし・多動・注意惹き行動・攻撃的・遺尿・過食異食・性的行動・噛む・万引き・火遊び・夜間徘徊・家出
養育状況・態度	19 意思・気持ち *		家に帰りたいがらない・親の前で委縮・親が来ても無表情・親の口止めに応じる
	20 子への感情・態度		子ども嫌い・出産の後悔・可愛がったり突き放したり・疎ましい・子をけなす・ほめない 子どもに対する虐待事実の口止め・子どもの態度や行動を受け入れられない
	21 虐待自覚なし *		問題意識なし・体罰容認・しつけ主張・虐待の隠蔽・虐待者をかばう
	21-1 ネグレクト		ケア状況の怠慢・長時間の放置・食事や医療を与えない・夜間放置
	21-2 養育意欲		意欲なし・改善意欲なし
サポート	22 養育知識		若年親・知識不足・不適切・期待過剰
	23 社会的サポート *		孤立的・親族の対立・親族過干渉・保育なし・転居
	24 協力態度なし		機関介入拒否・接触困難
	25 援助効果なし		調整改善効果期待できない
合計値		* 合計	* が保護決定を考える際に重要。また、はいが 15 以上なら保護の可能性が高くなる。なお、15 はあくまでも目安であり、子どもの年齢や* の項目、その他の要因を勘案して保護を検討する必要がある。

注) 加藤曜子氏の了解を得て、「要保護児童対策地域協議会 (市町村虐待防止ネットワーク) 個別ケース検討会議のための在宅アセスメント指標シート」を改変して作成

H 年度 安全確認・統計管理台帳

地区(年度)		月					月					月					月					月									
		1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5					
NO	世帯番号	受付NO	氏 名	受付 経路	種別	種別 詳細																									
1																															
2																															
3																															
4																															
5																															
6																															
7																															
8																															
9																															
10																															
11																															
12																															
13																															
14																															
15																															

1. 電話相談 2. 面接相談 3. 家庭訪問 4. 連絡調整 5. 目視(他機関含)



子ども虐待!!

みんなの力で子どもたちの
笑顔を守ろう!

子ども虐待は、子どもの心身を傷つけ、
人権を侵害する行為です。
早めの発見・支援が子どもと家庭を守ります。
「おかしいな?」と感じたら迷わず市役所へ連絡をお願いします。



子ども虐待の種類

子ども虐待は、殴る、蹴るなどの身体的暴力だけではなく、
放任や無視など子どもの安全・安心を脅かし、子どもの健全な発達や人権を傷つけるものも含まれます。

身体的虐待

殴る、蹴る、火傷を負わ
せる、溺れさせる、戸外
にしまったなど

性的虐待

性的行為の強要、性器
や性交をみせる、ポル
ノグラフィの複写体に
するなど

ネグレクト

適切な養育を怠ってい
る(食事を与えない、
衣服が不衛生、学校に
行かせないなど)

心理的虐待

言葉によるおどし、無視、
きょうだい間の差別、
DVを目撃させるなど

虐待の疑いのある子どもを発見した場合、通告(相談や連絡)することは義務であり、あなたが
できる支援の第一歩です。

◎子どもを守ることが最優先であり、通告は、個人情報保護より優先します。

◎相談や連絡した方の秘密は守られます。

◎通告の内容が事実として確認されなくても、通告した方の責任は問われません。

◎上記の内容が疑われる場合は、学校、保育園、幼稚園その他の機関から市および児童相談所に報告されます。

連絡先

- 佐倉市役所 健康こども部児童青少年課
平日 8:30~17:15 ☎ 043-484-6263
夜間、土・日曜日、祝日 ☎ 043-484-1111
- 但し、緊急一時保護が必要、重篤な身体的虐待、性的虐待の場合は
- 千葉県中央児童相談所 ☎ 043-252-1152 (24時間)
- 今、目の前で行われている暴力を止める場合は 110番
重篤な身体への傷害、命が危ぶまれる場合は 119番
- 児童相談所全国共通ダイヤル ☎ 0570-064-000



佐倉市

～お気軽にご相談ください～

佐倉市 子ども家庭相談

すべての子ども(18才未満)が家庭において、心身ともに健やかに育てられるように、
子どもや家庭の様々な問題に対し専門の相談員が相談に応じます。



このようなお困りのことはありませんか?

- ☐ 子育てでいらして、つい子どもにも暴力をふるってしまふ。
- ☐ 育児をしたくない、子どもがかわいいと思えない。
- ☐ 叩かれる・放置されるなど、虐待をされていると思われる子どもがいる。
- ☐ 学校に行きたがらない、いじめの問題など。
- ☐ 盗み、乱暴、家出、夜遊びなどの行動で困っている。
- ☐ 子どもに落ち着きがない、集団になじめない。
- ☐ 配偶者や恋人から暴力を振るわれている。
- ☐ その他、子どもを育てるうえでのさまざまな心配・悩み事。



まずはお電話ください。

- ◎本人・家族の方に限らず、どなたからの相談にも応じます。
- ◎面接や家庭訪問もいたします。また、相談内容の秘密は守られます。

子ども相談窓口

相談先	電話番号	相談日時
佐倉市家庭児童相談室 (児童青少年課家庭児童相談班)	043-484-6263	8:30~17:15(土・日・祝日を除く)
千葉県中央児童相談所	043-253-4101	9:00~17:00(土・日・祝日を除く)
	043-252-1152	24時間



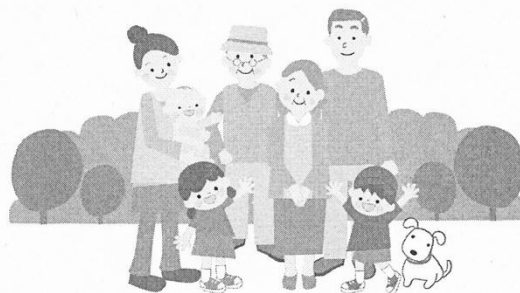
気にかかる親子がいたら、すぐにご連絡ください

- ☆ 虐待されている子ども、虐待されているかもしれない子どもを発見したときは、すぐにご一報ください。
- ☆ 虐待であるか、しつけであるか議論されますが、たとえしつけであっても、子どもの体や心を傷つけていないかで判断することが大切です。

[子ども相談 窓口案内]

相談・通報先	電話番号	相談時間
佐倉市家庭児童相談室 (児童青少年課)	043 (484) 6263	8:30~17:15 (月~金)
中央児童相談所	043 (252) 1152	24 時間
	043 (253) 4101	9:00~17:00 (土・日・祝日以外)

家庭児童相談室の ごあんない



佐倉市家庭児童相談室

(健康こども部児童青少年課)

☎ 043-484-6263
平成23年4月作成



家庭児童相談室とは…?



すべての子ども(18才未満)が家庭において、心身ともに健やかに育てられるように、子どもや家庭の様々な問題に対し、相談に応じる身近な相談機関です。

相談室では、専門の相談員が、きめ細かくご相談に応じております。



いま、子どもたちを取り巻く環境は、複雑・多様化しています。このような環境の中で、子どもたちを心も体も丈夫に育てるために、家庭の果たす役割は大変重要なものです。

子育てには、喜びや楽しさがたくさんあります。でも、戸惑いや大変なこともあるでしょう。

「こんなはずじゃなかった……」「どうしよう……」

そんな時、家庭児童相談室をご利用ください。

このような時は、いつでもご相談ください

- ☆ 子育ての悩み、不安がある。イライラしたり、ノイローゼのようになってしまう。
- ☆ 幼稚園、保育園、学校に行きたがらない、不登校・いじめなど。
- ☆ 盗み、乱暴、家出、夜遊びなどの行動に困っている。
- ☆ 子どもに落ち着きがない。
- ☆ 子どもがかわいいと思えない。
- ☆ 配偶者からの暴力で悩んでいる。
- ☆ その他、子どもの養育全般に関すること。



家庭児童相談室の利用について

(相談日) 月曜日~金曜日 午前 8:30~午後 5:15
児童青少年課 043-484-6263

- ☆ 費用は無料です。
- ☆ 相談内容については、秘密が守られます。
- ☆ 内容に応じ、児童相談所・学校・病院・保健センターなど関係機関と連携して相談をすすめています。
- ☆ 相談は、本人・ご家族に限らず、どなたからでもお受けします。

STOP! 子ども虐待



近所で、いつも子どもが泣いている

不自然な傷・傷のあと、あざがある

幼い子どもだけ残して、親が外出している

いつもオドオドしているあの子、何かおびえた様子をしている

「しつけ」じゃないの？
これって「虐待」なのかしら……？

?



子どもの心や体が傷ついていたら……

それは「虐待」です。

子育ての悩みや、気にかかる親子がいたら、まずご相談・ご連絡ください

◎虐待が疑われる子どもを発見した場合、通告（連絡）することは法に定められた義務です。

◎子どもを守ることが最優先です。通告の義務は個人情報保護よりも優先します。

◎相談や通告をした方の秘密は守られます。

《相談・通報窓口》

相談・通報先	電話番号	相談時間
児童青少年課	043(484)6263	8:30~17:15（月~金）
佐倉市役所（代表）	043(484)1111	土・日・夜間・祝日 ※通告のみ
中央児童相談所	043(252)1152	24時間
佐倉警察署	043(484)0110	24時間 ※通告のみ

《佐倉市健康こども部 児童青少年課》平成22年4月

平成 16 年度・児童虐待防止に関する法律改正

(1)児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律

交付：平成 16 年 4 月 14 日 施行：平成 16 年 10 月 1 日

通告先に関する改正は平成 17 年 4 月 1 日

○目的の見直し【第 1 条】

児童虐待が児童の人権侵害であることを明記。早期発見から自立支援まで。

○児童虐待の定義の見直し【第 2 条】

同居人による虐待（保護者のネグレクト）や児童の目の前でのDV等も児童虐待である。

○国及び地方公共団体の責務の改正【第 4 条】

○児童虐待に係る通告義務及び通告先の改正【第 6 条】

虐待を受けたと思われる児童が通告義務の対象。通告先に市町村。

○警察署長に対する援助要請等【第 10 条】

○面会・通信制限規定の整備【第 12 条】

○児童虐待を受けた児童に対する支援【第 13 条の 2】

(2)児童福祉法の一部を改正する法律

交付：平成 16 年 12 月 3 日 施行：一部を除き平成 17 年 4 月 1 日

○児童相談に対する体制の充実【第 10 条、第 11 条】

- ・児童相談に関し、市町村が担う役割を法律上明確化
- ・児童相談所の役割を要保護性の高い困難事例対応や、市町村に対する援助に重点化

○児童福祉施設、里親等の見直し【第 6 条の 2～3、37 条、41 条、47 条】

○要保護児童に関する司法関与の見直し【第 28 条、33 条の 6】

※平成 15 年度の児童福祉法改正において、市町村における子育て支援事業の法定化。

（施行：平成 17 年 4 月 1 日）→地域の実情に応じた体制の整備。コーディネート。

(3)改正法施行後の地域が主体となった児童虐待防止体制について

○児童虐待の予防から早期発見・早期対応、保護・自立支援まで切れ目のない支援

○次世代育成支援施策の展開及び児童福祉における市町村の役割強化

⇒児童相談所一極集中から多機関が連携したネットワーク型の支援システムへ

児童虐待防止の充実・強化

児童相談に関する体制の充実

都道府県と市町村の役割分担

(児童福祉法 10 条～第 12 条、第 25 条、第 25 条の 6～第 26 条等関係)

(1) 改正の基本的考え方

- 従来、児童福祉法においては、あらゆる児童相談について児童相談所が対応することとされてきたが、近年、児童虐待相談件数の急増等により、緊急かつより高度な専門的対応が求められる一方で、育児不安等を背景に身近な子育て相談ニーズも増大している。

こうした幅広い相談すべてを児童相談所のもが受け止めることは必ずしも効果的でなく、市町村をはじめ多様な機関によるきめ細やかな対応が求められている。

- 今般の改正は、こうした状況を踏まえ、

- ①児童相談に応じることを市町村の業務として法律上明確にし、住民に身近な市町村において、虐待の未然防止・早期発見を中心に積極的な取り組みを求めつつ、
- ②都道府県（児童相談所）の役割を、専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応や市町村の後方支援に重点化し、
- ③さらに保護者に対する指導に家庭裁判所が関与する仕組みを導入するなど、司法関与の強化を行う、

等の措置を講じ、児童相談に関わる主体をふやすとともに、その役割を明確化することにより、全体として地域における児童相談体制の充実を図るものである。

- まず、市町村が行う業務については、次のように規定された（児童福祉法第 10 条第 1 項各号）。

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

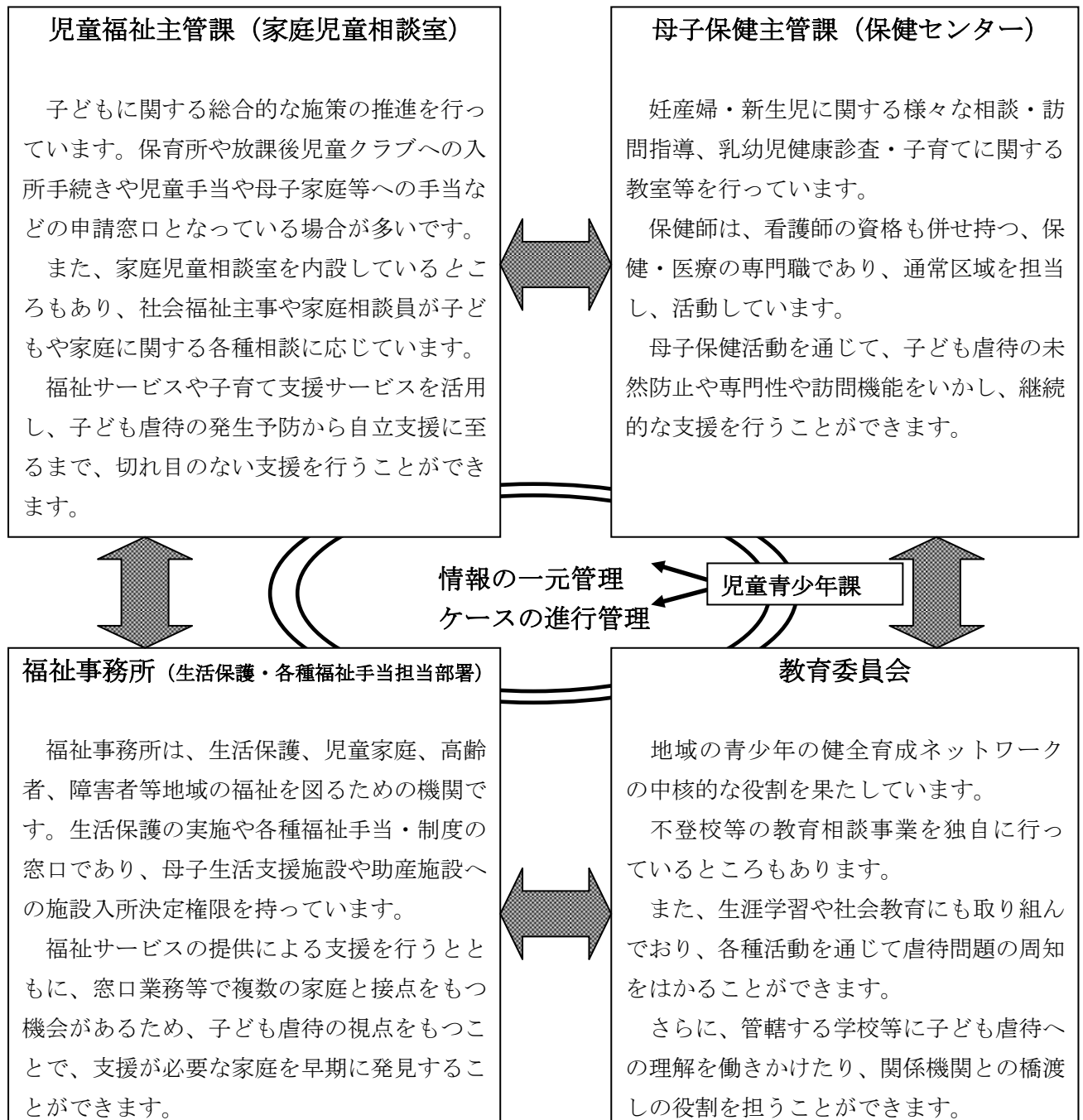
- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

※ 市町村は要保護児童の通告先としても追加された（児童福祉法第 25 条）。

市町村子ども虐待防止ネットワーク対応マニュアル

市町村は、住民に最も身近な保健・福祉の相談窓口であり、子ども虐待対応ネットワークの中核としての役割が期待されています。17年4月から子ども虐待の通告受理機関となりました。

【子どもや家庭に対応する主な部署】



その他にも、人権施策担当課や広報関係の部署で子ども虐待について地域住民に周知したり、住民課や住宅課など福祉とは直接関係ない部署でも子ども虐待への理解をもって窓口業務にあたるなど、市町村全体で子ども虐待の問題に取り組んでいくことが大切です。

平成 20 年 4 月 施行

前回(平成 16 年)の改正法附則の見直し規定を踏まえ、児童虐待防止対策の強化を図る観点から、児童の安全確認等のための立入調査の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化を図る。

1. 児童の安全確認等のための立入調査等の強化

- 児童相談所等は、虐待通報を受けたときは、速やかに安全確認のための措置を講ずるものとする。
- 市町村等は、立入調査又は一時保護の実施が適当と判断した場合には、その旨を児童相談所長等に通知するものとする。
- 児童虐待のおそれのある保護者に対する都道府県知事による出頭要求を制度化すること。
- 従来の立入調査のスキームに加え、都道府県知事が立入調査を実施し、かつ、重ねての出頭要求を行っても、保護者がこれに応じない場合に限り、裁判所の許可状を得た上で、開錠等を伴う立入調査を可能とすること。
- 立入調査を拒否した者に対する罰金の額を引き上げるものとする。(30 万円以下→50 万円以下)

2. 保護者に対する面会・通信等の制限の強化

- 一時保護及び保護者の同意による施設入所の間も、児童相談所長等が保護者に対して面会・通信等を制限できるようにすること。
- 裁判所の承認を得て強制的な施設入所措置を行った場合であって、特に必要があるときは、都道府県知事は、保護者に対し、児童のつきまといや児童の居場所付近でのはいかいを禁止できるとし、当該禁止命令の違反につき罰則を設けること。

3. 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化

- 児童虐待を行った保護者に対する指導にかかわる都道府県知事の勧告に従わなかった場合には、一時保護、施設入所措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 施設入所等の措置を解除しようとする際には、保護者に対する指導の効果等を勘案するものとする。

○ 4. その他

- 法律の目的に、「児童の権利利益に資すること」を明記すること。
 - 国及び地方公共団体は、重大な児童虐待事例の分析を行うこととすること。
 - 地方公共団体は、要保護児童対策地域協議会の設置に努めなければならないものとする。
- など。

平成 21 年 4 月 施行

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等を踏まえ、子育て支援に関する事業の制度上の位置付けの明確化、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための所要の改正を行う。

(1) 子育て支援事業を法律上位置付け

○以下の事業について、法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設け、都道府県知事への届出・指導監督等にかからしめることとする。

(既に補助金事業として行われていたものを第 2 種社会福祉事業として法的に位置づけたもの)

①乳児家庭全戸訪問事業 (※いわゆる生後 4 か月までの全戸訪問事業)

②養育支援訪問事業 (※いわゆる育児支援家庭訪問事業)

③地域子育て支援拠点事業

④一時預かり事業

○また、市町村は、これら①～④の事業が着実に実施されるよう必要な措置の実施に努めるものとする。

(2) 里親制度の改正 (平成 21 年 1 月施行)

○養子縁組を前提とした里親と養育里親を区別し、養育里親の要件について一定の研修を修めることとする等里親制度を見直す。

○都道府県の業務として、里親に対する相談等の支援を行うことを明確化し、当該業務を一定の要件を満たすものに委託できることとする。

(3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化 (平成 21 年 4 月施行)

○要保護児童対策地域協議会の協議対象を、養育支援が特に必要である児童やその保護者、妊婦に拡大するほか、要保護児童対策調整機関に、一定の要件を満たす者(※)を置く努力義務を課す。

※児童福祉司たる資格を有する者又はこれに準ずる者。例としては

医師・社会福祉士・精神保健福祉士・指定施設における実務経験を有する心理学等専攻者・児童福祉司養成講習会修了者・保健師・助産師・看護師・保育士・教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者・児童福祉施設最低基準第 2 1 条第 3 項に規定する児童指導員、等

学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について(抜粋)

平成 22 年 3 月 24 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(雇児発 0324 第 1 号)

関係機関と市町村、児童相談所の連携を一層強化するため、文部科学省及び厚生労働省で協議し「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を作成。指針に定められた市町村への情報提供の概要は以下のとおり。

1. 対象：要保護児童対策地域協議会(以下、「協議会」)にて進行管理し、当該機関に在籍する者
2. 内容及び頻度：概ね月一回、出欠状況、欠席理由、家庭からの連絡等
3. 手続き：事前に機関間で仕組みについて合意を得た上で、協議会から対象者を指定
4. 緊急時の対応：定期的な情報提供期日より前であっても、緊急時や連絡不能の場合は市に通告

民法等の一部を改正する法律の概要

平成 24 年 4 月施行

要旨

児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の改正を行うとともに、関連する規定について所要の整備を行う。

要点

親権の喪失の制度等の見直し

- 2 年以内の期間に限って親権を行うことができないようにする親権の停止制度の新設(民法)
- 親権の喪失等の家庭裁判所への請求権者の見直し(民法, 児童福祉法)
- 施設長等の権限と親権との関係の明確化(児童福祉法)

未成年後見制度等の見直し

- 法人又は複数の未成年後見人の許容(民法)
- 里親等委託中及び一時保護中の児童相談所長の親権代行について規定(児童福祉法)

その他

- 子の監護及び教育が子の利益のためにされるべきことを明確化(民法)
- 懲戒に関する規定の見直し(民法)
- 離婚後の子の監護に関する事項の定めとして面会交流等を明示(民法)
- その他、所要の規定の整備(民法, 児童福祉法, 家事審判法, 戸籍法等)

佐倉市人口動態(年齢別人口)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
0歳	1,273	1,279	1,282	1,136	1,214	1,274	1,203	1,214	1,150	1,180
1歳	1,370	1,339	1,331	1,346	1,219	1,294	1,353	1,258	1,311	1,224
2歳	1,410	1,409	1,375	1,362	1,385	1,270	1,321	1,392	1,311	1,364
3歳	1,450	1,433	1,440	1,382	1,395	1,396	1,301	1,376	1,461	1,336
4歳	1,463	1,480	1,442	1,452	1,409	1,416	1,439	1,338	1,398	1,467
5歳	1,489	1,482	1,469	1,453	1,486	1,421	1,443	1,451	1,360	1,428
6歳	1,555	1,530	1,483	1,490	1,483	1,494	1,458	1,465	1,488	1,370
7歳	1,472	1,573	1,512	1,501	1,497	1,499	1,509	1,463	1,470	1,496
8歳	1,596	1,488	1,571	1,522	1,511	1,502	1,503	1,507	1,476	1,477
9歳	1,539	1,621	1,495	1,589	1,543	1,529	1,526	1,519	1,519	1,486
10歳	1,684	1,547	1,619	1,507	1,584	1,565	1,529	1,529	1,528	1,525
11歳	1,693	1,690	1,552	1,625	1,509	1,583	1,581	1,538	1,547	1,521
12歳	1,686	1,703	1,692	1,558	1,636	1,518	1,592	1,588	1,551	1,555
13歳	1,833	1,681	1,699	1,694	1,564	1,650	1,523	1,611	1,591	1,567
14歳	1,913	1,840	1,681	1,698	1,694	1,563	1,668	1,531	1,621	1,592
合計	23,426	23,096	22,643	22,315	22,129	21,974	21,949	21,780	21,782	21,588
総人口	175,033	175,573	175,118	174,984	175,126	175,134	175,601	175,914	176,169	176,072
年少率	13.4%	13.2%	12.9%	12.8%	12.6%	12.5%	12.5%	12.4%	12.4%	12.3%

各年度3月末現在 住民基本台帳人口

児童虐待にかかる主な関連相談窓口

担当窓口	業 務 内 容	電話番号
市児童青少年課	児童虐待に関する通告、相談 家庭児童相談 DV相談 (児童虐待通告窓口 土・日・祝・夜間 484-1111)	043-484-6263
市教育委員会 指導課	児童虐待に関する学校との連携窓口	043-484-6185
市健康増進課	乳幼児の健診、育児相談、予防接種等 (健康管理センター 043-485-6711) (西部保健センター 043-463-4181) (南部保健センター 043-483-2812)	043-485-6711
市子育て支援課	保育園・学童保育・児童センター等連携窓口	043-484-6246
市社会福祉課	生活保護等経済的支援	043-484-6134
市障害福祉課	障がい者に関する相談	043-484-4164
ミウズ	女性のための相談	043-460-2580
地域生活支援センター レインボー	障がい者福祉の地域相談窓口	043-463-1128
いんば中核地域生活支援センター「すけっと」	地域の福祉総合相談窓口	043-483-3718
佐倉警察署	児童虐待の緊急対応窓口（生活安全課）	043-484-0110
印旛健康福祉センター	精神、こころの相談・DV相談	043-483-1133
中央児童相談所	児童虐待・児童相談等の県の相談機関 (児童虐待相談・通告 24 時間 043-252-1152)	043-253-4101
千葉県女性サポートセンター	DV相談(カウンセリング・一時保護)	043-206-8002
千葉県警察少年センター	子どもの非行等の相談 (北総センター 0476-23-1891)	0120-783-497
千葉県精神保健福祉センター	診療・電話相談 (心の相談 043-263-3893)	043-263-3891
精神科医療センター	病気の相談・救急受診相談	043-276-3188
国立精神・神経センター国府台病院	子どもの精神科医療	047-372-3501
千葉地方法務局 佐倉支局	子ども人権相談	043-484-1222 043-484-0220

平成 23 年度 児童虐待防止活動のまとめ

発行 平成 24 年 9 月

編集 佐倉市役所 健康こども部
児童青少年課 家庭児童相談班

〒285-8501

佐倉市海隣寺町 97 番地

電話 043-484-6263
